

総務委員会会議録

平成18年12月15日(金)

(開 会) 10:04

(閉 会) 17:37

○ 委員長

只今から総務委員会を開会いたします。「議案第122号 平成18年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 財政課長

議案番号122号平成18年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)につきまして、説明させていただきます。配布させていただいております資料により説明させていただきます。平成18年度一般会計、特別会計補正予算資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下の方に記載いたしておりますように、国の補助に伴います事務事業費の変更と消費的経費等の今後の所要額を見込んで補正するものでございます。補正額は1,184,739,000円を減上とするものでございます。

2ページをお願いいたします。主なものでございますが、先ず歳入の市税につきましては、総額で176,309,000円を増加いたしておりますが、市民税の個人法人とも現在までの実績に基づき、また市たばこ税につきましては、税率アップ等の影響によります本数の減を見込んで補正いたしております。地方交付税の普通交付税は、三位一体改革の一般財源化によります補正額の算入などにより増額となりましたので、補正するものでございます。繰入金の財政調整基金ならびに減債基金で財源調整のための繰入を合計で2,917,000,000円を減額いたしております。また、前年度国民健康保険特別会計繰出し金返還金は、旧1市4町の各国民健康保険特別会計の17年度末の赤字見込み額の補填のため、一般会計より繰出しておりましたその余剰分の返還金であります。前年度繰越金のつきまちは、未計上分を今回全額計上いたしております。諸収入の鯉田工業団地開発敷地損害賠償金は、同敷地の購入額と同額を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。市債につきましては、事業費の変更等によりまして、93,200,000円を減額いたしておりますが、一部既存事業分を合併特例債に振替えることにより交付税措置の増額を図っております。次に歳出でございますが、人件費につきましては、一般会計、特別会計合わせまして、255,433,000円を増額いたしておりますが、主に退職勧奨によります割増分の退職手当組合負担金であります。損害賠償住民訴訟事件弁護士謝礼金は、旧庄内町の岩崎浄水場まく処理施設建設事件町有地売却事件の着手金であります。鯉田工業団地開発敷地購入費は、工業団地造成用地約41.4ヘクタール分の購入費を計上いたしております。インターネット公売手数料は、インターネットを活用いたしまして滞納者から差押えた物件の公売を行うための経費でございます。民生費の地域介護福祉空間整備等補助金は、国の10分の10の補助を受けまして、日常生活権益におけるグループホーム等の地域密着型小規模施設整備に対する補助金でございます。

4ページをお願いいたします。障がい者福祉支援センター等整備工事は、旧赤坂児童館を精神障がい者生活支援センターとして活用するため、外壁の補修を行うものでございます。乳幼児医療費の増は、平成19年1月より福岡県全域で3歳未満児の初診料の無料化が実施されますが、本市独自の取組みの4歳児未満までの経費も合わせて計上いたしております。児童扶養手当につきましては、年3回に分けて支給されておりますが、旧4町分の4月払いが県負担となったことによります減額でございます。生活保護扶助費につきましては、全体的に増加傾向がありますが、医療扶助につきましては旧4町の合併までの受診分で4月、5月の支給が県負担となったことによる減額でございます。

5ページをお願いいたします。商工費の福岡県信用保証協会損失補償金は、債務不履行により福岡県信用保証協会が行いました債務補償につきまして、契約に基づき損失補償金を支払うも

のでございます。土木費の芳雄橋、飯塚橋工事負担金は、事業費の変更に伴い補正するものでございます。作業機械購入費は、コミュニティ助成を活用いたしまして、公園の地元管理貸出用として、自操式の草刈機を4台購入するものでございます。松本などの公営住宅建設事業では、それぞれの事業の見直しや執行残によりまして、349,613,000円を減額いたしております。消防費の飯塚地区消防組合負担金は、本年度の普通交付税算定額に合わせまして減額するものでございます。

6ページをお願いいたします。教育費の旧伊藤伝右衛門邸公開パンフレット等作成費は、一般公開に合わせましてパンフレット、チケット等を作成するものでございます。バウンドテニス等器具費購入費は、コミュニティ助成を活用いたしまして、ニュースポーツ器具を購入し、普及を図ろうとするものでございます。繰越銘許費につきましては、明星寺川流域下水道事業ならびに忠隈地区改良住宅団地造成事業の2件につきましては、年度内の完了が見込まれませんので、新規に設定するものでございます。また、弁分公営住宅建設事業ならびに大坪公営住宅建設事業の2件につきましては、事業費の変更に伴い金額の補正を行うものであります。また、債務負担行為の土地評価システム開発委託料をはじめ7件につきましては、単年度の契約としたものや事業着手を繰延べたことなどによりまして、債務負担行為の設定が不要となったため廃止するものでございます。総合計画策定支援業務委託料をはじめ9件につきましては、限度額の確定により変更するものでございます。以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

予算書15ページ、市民税、個人市民税、法人市民税について、お尋ねします。個人市民税が77,136,000円、それから法人市民税が190,305,000円補正が出ております。このように大きく補正が出ている要因をお尋ねします。

○ 課税課長

お答えいたします。個人市民税の現年につきまして、59,278,000円の増額補正をしております。この主な原因につきましては、18年度の当初予算編成につきましては、それぞれ1市4町で、旧1市4町で行っております編成方法についての統一をしておりますので、税制改正等に伴います増額要因を反映されてなかったというのが主な原因でございます。法人市民税につきましては、昨今の大手企業の増収増益ということで法人市民税につきましては、法人税が課税標準になりますので、そういった景気の回復の中で、見込みが立てられずにこういう形で増額要因となっております。以上でございます。

○ 川上委員

それはわかりましたけれども、滞納の問題ですね、先日ある金融機関で税の問題で、納得がいけないということで不没去罪ですか、ということで逮捕された市民の方がおられました。あれは飯塚市の税にかかわる事件ですか。

○ 納税管理課長

はい、飯塚市の税にかかわることです。支所は筑穂支所になりますけど。

○ 川上委員

福岡銀行で起きた事件ご存知ないですか。

○ 納税管理課長

先日2件ですね、ちょっとありましたので、一つは居座りの件、そちらの方の問いでしょうか。（発言する者あり）はい、居座りの件ですね、はい。

○ 委員長

川上委員、居座りの件ですかという問い合わせがあつてますけど、そうですか。川上委員が言

っている内容は今、納税管理課長が確認してますけど。（「筑穂町の件は暴行を加えた事件でしょう。私が今、聞いているのは金融機関です。」と呼ぶ声あり）金融機関でということです。

○ **納税管理課長**

福岡銀行で、はい、筑穂支所の差し押さえの件であります。以上でございます。

○ **川上委員**

差し押さえの件については、例えば、17万円程度の滞納に対してですね、家屋、土地、全体を差し押さえるということが行われているようですね。これについては、過剰差し押さえではないかという市民からの批判があったと思うんですが、ご見解を伺います。

○ **納税管理課長**

差し押さえにつきましては、再三の催告等により、しておりますけど、それで本人からの納入もないし、連絡もない、そういう方に対して差し押さえをいたしております。その中で差し押さえをやっておりますけど、一つはその中で来られない方に対しては協議を行う場を設けるための差し押さえという形もやっておりますし、時効の中断をするための差し押さえもっております。以上でございます。

○ **川上委員**

差し押さえそのものについて、聞いているわけではないんです。過剰差し押さえになっておるのではないかと。それが国税徴収法の規定に抵触する恐れがあるのではないかとということを知りたいわけですね。検討されましたでしょ。見解を伺います。

○ **納税管理課長**

差し押さえをやっておりますけども、実際に協議をするためにやっておるわけでありまして、実行までは至っておりませんので、その辺ご理解お願いしたいというふうに思います。

○ **川上委員**

今言ったような個々具体的な問題で国税徴収法に規定するところに抵触するのではないかと、それについての見解を伺っているわけです。どうですか。

○ **納税管理課長**

抵触はしていないというふうに考えております。以上でございます。

○ **川上委員**

それは別の機会に争いたいと思うんですが、その十数万円の滞納に対して家屋、土地全部差し押さえる。しかも、それが個人の場合もありますけれども、営業用の場合は営業にそのまま打撃になるでしょう。こういうひどいやり方は再検討する必要があるということを指摘しておきたいと思います。

○ **委員長**

ほかに質疑はありませんか。

○ **川上委員**

補正予算書18ページ、総務使用料の中に同和会館使用料があります。108,000円の増額補正となっております。この内容をお尋ねいたします。

○ **人権同和推進課長**

同和会館の使用料につきましては、立岩会館使用料の増、あと伊岐須会館、筑穂人権センターの減によるものに調整したものでございます。

○ **川上委員**

徳波の人権啓発センター、これは部落解放同盟が長期にわたり規定外の使用を続けているわけですが、その使用料について、予算特別委員会で私、指摘しておりました。是正がありましたか。

○ **人権同和推進課長**

事務所の移転については、いろいろ協議しておりますけども、これまでのいろいろないきさつ

があつて、なかなか調整ができておりませんが、来年1月から月額現在の10,500円から12,400円で徴収することにしております。

○ 川上委員

今年の4月にせめてさかのぼるべきではないかと思うんですけど、来年4月からというのはどういう事情ですか。

○ 人権同和推進課長

来年1月から12,400円ということで協議をしております。

○ 川上委員

じゃあですね、これ差額は1,900円でしょ、月額差額が4、5、6、7、8、9、10、11、12、9ヶ月分、1,900円×9か月分は誰が負担するんですか。お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

今申しあげましたように、来年1月からということでございますので、その点については徴収は行わないということにしております。

○ 川上委員

おかしいでしょ、これはとっくに1,900円×9か月分は補正に入ってこなくてはいかんわけでしょ。その後の分を入れておかないといかんでしょ。どうして1月からということになるんですか。お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

穂波の人権啓発センター内にあります運動体事務所につきましては、旧穂波町時代、もともとは庁舎内にあったものを役場の方から今の隣保館と言いますか、人権啓発センターが建設されたときに、そちらに移っていただきたいという町側のいきさつもございます。そういったことで、いろんなそういうことも勘案しまして、来年1月から12,400円に改めさせていただくということで話し合いをしたものでございます。

○ 川上委員

この団体の責任者は飯塚市議会議員ですよ。あなた方が、飯塚市が適正かどうかわかりませんよ、この12,400円も、この額にするのは1月からでいいと、あなた方が言ったんですか、それとも部落解放同盟町協の方が過去の分はもう払わないと、あなた方が言うように12,400円にするにしても、それは来年の1月からだと、向こうが言ったんですか、どちらですか。

○ 人権同和推進課長

双方の協議の結果でございます。

○ 川上委員

あなた方はいつから払ってくださいというふうに言ったんですか、協議の結果、協議に入るときに。

○ 人権同和推進課長

そういうことは話し合いの中では今すぐという話もございましたけども、今申し上げた内容の中で1月からというふうに決まったわけでございます。

○ 川上委員

あなた方は、市議会議員が責任者をしている部落解放同盟穂波町協議会を特別扱いをしている。不当な特別扱いだということを指摘しておきます。それで予算特別委員会では、あなたは、課長はこう言っているんですよ。そもそも町協がこの施設に今のような形で今後とも入居しているのはおかしいという認識の下に、今日明日中に移転をというわけにもございませんので、早い時期に移転していただくよう今後協議していきたいと言われてるわけですね。それで5ヶ月経ちました。どういう協議をしましたか。

○ 人権同和推進課長

まあいろんな移転先を含めた中での協議をやっておりますけども、なかなか早急には見つか

っていないということで、今のような状況になっております。

○ 川上委員

何回協議しましたかね。

○ 人権同和推進課長

数はちょっと数えておりませんが、10回ぐらいはやっていると思います。

○ 川上委員

この部落解放同盟穂波町協議会、飯塚市は補助金いくら出していますか。

○ 人権同和推進課長

穂波町協議会につきましては、990万円でございます。

○ 川上委員

いいですか、部落解放同盟はあなた方と協議をして、あなた方が10,500円を12,400円にせめて値上げしてほしいと、基本的には出て行ってもらいたいけれども、とりあえず値上げしてほしいと。この9ヶ月間のお金は17,100円ですよ。部落解放同盟が出て行って家賃を払えないですか。私は今言われた9,100,000円の補助金をね、部落解放同盟にもう出す必要がないと考えているわけです。自立していただいて自分の組織のお金でね、事務所を維持したらいいと思うんですよ。それでその早い時期に移転するというふうに言ってたんだけど、5ヶ月経った。いつをめどに出て行ってもらいますか。お尋ねします。

(「企画調整部長」と呼ぶ声あり)(「人権同和推進課長、今、町協議会の補助金につきましては・・・」と呼ぶ声あり)

○ 委員長

ちょっと待って、企画調整部長が答えると言いますよ。(「訂正をさせていただきたいと思えます。」と呼ぶ声あり)ちょっと待ちない、訂正があると。(発言する者あり)ああそうね。

○ 人権同和推進課長

町協議会の補助金につきましては、8,910,000円でございますので、訂正をさせていただきます。

○ 企画調整部長

お答えさせていただきます。部落解放同盟の穂波町協の事務所の件につきましては、私も課長が答弁しましたように、これまで数回にわたりまして、移転を含めましてお願いに行っているところでございます。その中で使用料の値上げの件につきましては、来年1月からとりあえず来年の1月からさせてほしいということで我々の方も話し合った結果、そういうことになっております。今後の移転につきましても鋭意努力しまして移転の方も団体の方をお願いしていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

せっかく部長がそのように答弁されてますからね、聞きますけど、市議会議員が責任者をしているね、穂波町協議会、このように特別扱いする理由をね、お尋ねします。

○ 企画調整部長

特別扱いということじゃなくて、(発言する者あり)この補助金につきましては、再三予算委員会、決算委員会の中でもご答弁申し上げてますように、いわゆる人権問題、それから部落問題、この解決に向けて行政としては責務がございます。その責務に対する補助金ということで支出しているわけでございます、これについては当然な補助金として支出していることでございます。

○ 川上委員

もうこればかりやっているわけいかなから指摘しますけどね、今話をしているのは、そもそも論のこともあるけども、17,100円の話ですよ。これは補助金が8,910,000円、このお金のことですよ。同じ部落解放同盟でもね、筑穂町協議会は出ているじゃないですか。隣に立派

なものを建ててもらっているじゃないですか。これもおかしい。おかしいけどね、出て行っているわけですよ。同じ部落解放同盟の中でもね、穂波町協議会だけじゃないですか、こんなことやっているのは。こんなことやって行財政改革とか、言えますか。私は直ちに部落解放同盟穂波町協議会は移転してもらうように強く申し入れする必要があります。それから使用料についても1月とか言わないで、少なくとも飯塚市が発足して以来の分はきちんと払ってもらう、その上で出て行ってもらおうということを特別扱いせずにきちんとやっていただくように厳しく要求してこの質問は終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 兼本委員

インターネット公売手数料の件でお尋ねします。ページは51ページかな。いろいろ納税の方でもですね、不能欠損で落とせば徴収の仕方が悪いとか、怒られながらですね、差し押さえすればまた今のようなご指摘も受けてなかなか大変でしょうけどですね、いずれにいたしましても徴収率アップには努めていただかないといけないという意気込みの中の一つとしてこのインターネット公売手数料というのを上げたんだろうと思いますけど、これはそのまずは動産からいくんだろうと思いますけどね、この例えばインターネットでいくらから最低の金額を出していくのか、どういうふうな形でそのインターネットにのしているのか、それをちょっとお尋ねします。

○ 納税管理課長

一応インターネットでせり売りの公売という形の中で、やらせていただきます。最初の値段につきましては、市場調査を行いまして、基本的には納税職員で決定をしたいというふうに思っております。不動産等の鑑定が必要な場合は・・・あつすみません、今回はちょっととりあえず動産を行います。以上でございます。

○ 兼本委員

せり売りということですから金額を最初に設定するわけですよ。おそらくは骨董品とか何とか、そういうものがまず対象になるのではなかろうかと思っておりますけど、職員の方だいたい今、資料調べて金額を決めるということを行いましたけどね、骨董品というのはなかなかテレビで何でも鑑定団があっているように本人にとっては、これは50,000,000円ぐらいするんぞと言うけども、実際やってみたら2,000円やったとかいうのがあるんですよ。先ほどのような例えば少ない金額で動産、不動産まで押さえたらというような問題が出てくるわけですよ。今度の場合はこれをやる時には、もう売れば、例えば本人の申告では50,000,000円ぐらいする絵だと言って、ところがいろんな資料からみたら1,000円か2,000円ぐらいから出そうかというようなところが出てくると思うんですよ。これは福岡県においても、よその他市でもこういうのは、インターネットでやっていると思うんですよ。その点のところのそういうトラブルとか何とかというようなことはあったのか、なかったのか、そのところは調査しましたか。

○ 納税管理課長

福岡県では、福岡県と福岡市、北九州市、そして岡垣町がやって一応本市は5番目になるんですけど、それと大きいところで東京都とかですね、そういうところにいる苦情等聞きましたけど、今のところそんな大きな苦情はないというふうに聞いております。以上でございます。

○ 兼本委員

動産の場合は差し押さえしても、それを公売でかけても本当にまとめて10,000円とか、まとめて5,000円とかいうような形から、動産差し押さえしても本当に何の収入にならないというようなことですから、こういう方法でやって、今までの資料、インターネット見ていたらかなり高額で売れたようなものもありますからね、一つの徴収率アップにとっては非常にいいこ

とではなかろうかというふうに思うわけですが、ただ、一つ心配するのは、本人は例えば税の滞納が200,000円ぐらいしかなかったのに、差し押さえしていろいろ今までの言ったように本人にどうしますかということで、本人も何も分割でも払いますよというようなことの全然進み具合がないから差し押さえやった。そしたら実際問題インターネットをあとで売った場合にですね、あの動産はどのくらいだというようなことが出た場合の、その点どうなるのかなというようなことが若干私は危惧するところがあるんですよ。当然これは差し押さえが例えば200,000円の差し押さえがあって、売ったとして1,000,000円で売れた場合には、その差額分については手数料から何か全部取った差額分については、本人に返還するというにすることにするわけですよ。

○ 納税管理課長

ご指摘のとおり差額については、本人にお返しいたします。以上でございます。

○ 兼本委員

福岡県でも今、5番目にやるということですので、今後問題があんまり起こらないように一つどンドンやっていただいて徴収率アップにつないでいっていただきたいと思います。なかなか税は上げないと、収入がなかなか上がらないと大変なことですからね、いろんな意味でいろんな角度の考え方の違う方がおられますから意見は意見として、今先ほど質問があったように、そういうものもあるわけですよ。だから例えばそういう形のものであれば、土地と建物と所有者が一緒なら、例えば土地だけでも押さえるというような方法もありますしね、今言われたようなことは先ほどのことはよく検討された方がいいと思いますけどね。それともう一点、収入全体で当初市長から53億ぐらいの財源不足があるということでしたけど、だいたい今度いろんな県が負担するとか、何が負担するとかいうようなことで大方30億円ぐらいの金がだいたい出てきたわけですが、これは算定替えとか何とかというのが、予測も合併当初ですからおそらくどのくらいかということがわからなかったと思うんですけど、次年度もいろんなこういう形の中でいろんな国の補助、交付税が増えるとか、そういうふうなことがあるんじゃないか。

○ 財政課長

質問者が申されますように、18年度当初53億円の財源不足ということで、基金の取り崩しを行ってバランスをとっておりましたが、先ほど概要の中でも説明いたしましたように、交付税の増と、この分につきましては、合併に伴いまして生活保護の増、旧4町分が新たに生活保護が加わったというようなところの若干の算定漏れとかいうことはありますけど、この分が来年以降もこのまま続くというんじゃないで、18年度の交付税がベースになってこようかと思えます。それで財源が浮いた大きな理由としては、今申しました交付税というのがあります。それと繰越金がありますけど、これは合併の打ち切り決算の関係で暫定予算の中でかなり大目に歳出予算を組んでいたと、そういう部分もありますので、この分についても合併の特別なものということで、次年度の分についてはこれが金額がかなり落ちてくるだろうと考えております。それと質問者が先ほど申されますように、児童扶養手当なり生活保護につきましては、タイムラグと申しますか、県がみるべきものをその辺がよく把握できなかったもので、18年度当初予算に組んでたということで、この分につきましては、19年度以降は平年ベースになりますので、その分は新たな財源が必要になってくるというような部分がありまして、18年度当初予算につきましては、1市4町の予算を合わせた分もありました。それと合併に伴いまして補足できなかった部分がありまして、来年以降もこの額が発生するというようなことは考えておりません。

○ 兼本委員

年度当初に当初予算で53億足らないと、危機的状況にあるというようなことで一つ言えば、それが一つの口火となっていろんな世論が動き出したというようなこともあるわけですよ。

実際予算の中で全体の予算から何%か違うというようなことは、これはよくある、あってもこれ想定内だろうと思うんですけど、30億も違うというようなことは普通一般的な予算から考えたら想定外のことだろうと思います。今、答弁があったように合併の中でのいろんなもの、それから特に保護関係では県がやらなければならなかったところの分を市で払うところが県がしてくれたということで、随分浮いたとか、そういうことでかなりあれしたと思いますけどね、しかし、我々は最初中身がわからないときにはこんなに53億で、30億も浮くというようなことはそんな予算の編成があるかというようなことで、思っておりましたけどね、まあよくわかりました。いずれにいたしましても、財政は厳しいのはまだ厳しいわけですからね、一つ先ほど税の方、税務の方もいろんな意味でがんばって徴収率アップに努めるということでございますので、健全財政を確立するために一つ一所懸命努力していただくよう要望して終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

補正予算書の20ページ、中ほどに衛生手数料があります。ごみ処理手数料 29,773,000 円の増額補正になっております。この主な理由をお尋ねいたします。

○ 環境施設課長

この算出根拠につきましては、指定ゴミ袋販売店購入冊数の増及びクリーンセンター自己搬入量の増による増額でございます。以上でございます。

○ 川上委員

行財政改革の大綱の中にゴミ袋の値段を合併して統一したために、これだけの影響額が出ておるといふ数字がありますね、それとの関係はどうみたらいいですか。

○ 環境施設課長

お答えいたします。合併時につきましては、見込みで計算しておりました、今回につきましては、精算という格好で計算をいたしまして、増額というふうにしております。以上でございます。

○ 川上委員

あなた方はね、歳入減としてゴミ袋手数料約 69,000,000 円と言いつけてきているわけです。ここで 30,000,000 円の増額補正なんですね。そうするとこの合併に伴う料金統一に伴うゴミ袋手数料の収入の減というのはどうなりますか。

○ 市民環境部長

ご質問の影響額 69,000,000 円については単価の相違でございますので、影響額そのものについてはそのまま 69,000,000 円ということで変わりはないので、その辺ご理解お願いいたします。

○ 川上委員

基本的には影響額は 69,000,000 円は単純計算であって、実質的には相当に圧縮されるというふうな理解をしたいと思います。それでこの際ですね、少しお尋ねしておきたいと思うんですが、それぞれ合併前の従来のゴミ袋がありますね、これの使用期限について、少しずつ先延ばしをしておるように思うわけだけれども、基本的にはどのようにお考えですか。

○ 環境施設課長

お答えいたします。合併時には、当初9月末をもって変えていただきたいというふうに市民の皆様にお知らせいたしておりましたが、まだ相当数の、その時点では相当数の在庫が残っておりましたので現在につきましては、来年の1月いっぱいをめどに古いゴミ袋につきましては、使っていただきたいというふうにお知らせいたしております。以上でございます。

○ 川上委員

あなた方はね、ゴミ袋の問題をごみ減量の問題と結びつけて、あるいは逆にごみ減量の観点か

ら問題を組み立てなければ、基本路線から外れた政策をすることになると思うんです。何を言ってるかという、9月末までに今持っているゴミ袋を使ってください。1月いっぱいに使ってくださいということは、どういうことかと言うと、ごみをたくさん出してくださいということじゃないですか。そういうことでしょ。ですから考えてもらいたいんですが、このゴミ袋の使用期限は撤廃して、腐るものでもないんですからずっといつまでも使えるようにしたいと思うんですよ。もしどうしても期限を区切りたいというのであれば、あなた方はこれを買取らなければならぬ。あるいは新しいものと交換しなければならぬ。どうですか。

○ 環境施設課長

ただいま言われました1月5日までに使ってください、ということでゴミをたくさん出してください、ということではない、というふうに認識しております。あくまでもまだ市民の皆様が在庫を持ってありますので、できるだけそれを使っていただきたい、というふうに考えています。――すみません、もう一点。期限を切るのはどういうことか、ということですが、いつまでも無期限で、というふうには考えておりません。ただ、1月というふうに切りまして、またその時点で相当数のものが残っているようであれば、また内部で協議しながらその時になりまして期限というのを考えていきたいと思っております。

○ 川上委員

あなた方がどうして腐りもしないゴミ袋の使用期限を設けたがるのか、というのをよく考えてみたんです。市民にも聞いてみました。どうして飯塚市はこういうのに使用期限を作りたいがると思うんですか、というふうに聞いたら、答えは簡単明瞭でした。次の値上げを考えているからでしょう、というのが市民の実感ですよ。それでね、もう指摘だけしておきますけども、こういうものに使用期限を設けるべきでない。どうしても、という場合は買戻しをするべきだ、ということを指摘しておきたいと思えます。

次は補正予算書35ページ。繰入金に前年度国民健康保険特別会計繰出金返還金179,866,000円があります。ご存知のとおり、今回12月議会には国民健康保険税を総額で54,000,000円引き上げる、そういう議案が出てます。私は返還金179,866,000円一般会計に入れるのはいいとして、このようなことができるならばね、一般会計から国保会計に繰出して値上げを止める、という考えはなかったのかどうかお尋ねします。

○ 健康増進課長

179,000,000円の返還金につきましては、合併時の調整事項ということで変換させていただいております。それと、一般会計からの繰り入れ、ということですが、基本的には国保特別会計につきましては独立採算といった概念の元に収支を算定いたしております。平成19年度以降、税率改正によりまして赤字分の補てんをするために今回税率の改正をお願いしているところでございます。

○ 川上委員

ちょっとお尋ねしますけれどもね、国民健康保険特別会計はいつから独立採算になったんですか。

○ 健康増進課長

一般会計からの基準外での繰り入れといったもの等もございまして、収支のバランスは財政上、国県の支出金、負担金、それと被保険者の負担によりまして保険税をもって医療給付費を賄う、というバランスをとっておりますので、基準外での一般会計からの繰り入れは基本的に考えない、という意味でございまして。

○ 川上委員

じゃあ独立採算というのは撤回しますか。

○ 健康増進課長

基本的に国民健康保険独立採算を撤回、ということですが、特別会計上、た

だいま申しました医療給付にかかわるものについては、そこに関わられる被保険者の方、また国県の負担によって行う、という意味で申したわけでございます。

○ 川上委員

今の答弁は事実上撤回ということで確認しますよ。異議があれば答弁してください。

○ 委員長

再度答弁するのですか。

(答弁なし)

他に質疑はありませんか。

○ 川上委員

次に38ページ。雑入の中に、中ほど、児童クラブ利用料の増額補正があります。3,476,000円ですね。合併に伴って学童保育利用料、無料だった穂波、颯田が有料になりましたね。利用者は大変苦しんでいるわけです。旧飯塚は3,500円が3,000円に下がったんですね。一人当たり、月額。プラスマイナスもあろうかと思うんですが、この3,476,000円の内容を少し説明してください。

○ 児童育成課長

1市4町での児童クラブの利用料につきましては、当初は1400人ほどの入所ということであげておりました。それで、実際に4月1日現在の入所状況で見ると1607人ということで、結局入所が増えた、ということでの金額の補正でございます。

○ 川上委員

それはわかりました。次に39ページ。雑入、中ほどにあります、鯉田工業団地開発敷地損害賠償金。関連して46ページ。鯉田工業団地開発敷地購入費。47ページ。鯉田工業団地開発敷地調査測量等負担金についてお尋ねします。まずですね、鯉田工業団地、開発するというようなことですが、計画の概要をお尋ねいたします。

○ 企画調整部長

まず今、川上委員ご質問がありましたように、鯉田工業団地の土地購入費、これにつきましては15,000,000円を計上させていただいております。それから歳入のほうで損害賠償金ということで、総額の15,000,000円を計上させていただいております。この目的としましては、飯塚市が自立した活力あるまちづくり、そして、産業の振興にあたりましては、この工業団地を確保しまして、積極的に企業誘致を行い、税収増加を図ると共に雇用の拡大、さらには定住人口の確保を図るということで、この工業団地をまず購入しようというのが大きな目的でございます。工業団地の土地購入費、それから今後のスケジュール、それからどういうふうな内容か、ということでございます。これにつきましては、今この平成18年度の補正予算に土地購入費を計上させていただいております。それで、考えるには次年度以降に、造成費用、それから周辺整備事業、それからここは大きな次々に水害が起こります。その水害のための対策費用等々ですね、今後計上させていただきたい、というふうに考えておるところでございます。

○ 川上委員

計画の概要はない、という答弁ですかね。今の話はね、すでに本会議で聞いているんですよ。そのときから一歩も進んでいないんですか。お尋ねします。

○ 企画調整部長

今申し上げましたように、ここではまだその土地の購入費、それから同額の損害賠償金というふうに計上させていただいている、というわけでございます。

○ 川上委員

今の答弁はね、何に使うかどういふふうに物を作っていくかわからないけど、とにかく土地を買いますよ、というふうに思わせるような答弁です。しかしそんなことで市民の税金を使うわけにはいかないでしょう。市民が注目している問題ですよ、これは。それでね、スケジュール

ル。さっきまでわかりにくいので正確にスケジュールを聞かせてください。

○ 企画調整部長

スケジュールといいますよりも、工業団地を確保しまして、そして企業誘致を進めよう、という考えが大きな目的でございます。この企業誘致に当たりましては、自動車産業の関連企業ということを大きな目的にいたしております。この自動車関連企業につきましては、ここ数年が企業誘致のチャンスというふうには、この自動車関連企業につきましては、ここ数年が企業誘致のチャンスの時期である、というふうに私どもも理解いたしております。できますならば早く造成工事に入りまして早く完成させていただきましてそしてこの企業を呼び込むというようなことで、今、市としましてもその方向で計画も立てていますし、頑張っているところでございます。

○ 川上委員

あなたがたが10年かけて自動車関連の企業を5社誘致したい、と総合計画での審議の過程で言っている、というのは報道で知っております。ここ数年というスケジュールというわけではないけれども、ここ数年がチャンスというわけでしょう。そうするとここ数年で完成させるんですね。完成年度はいつですか。

○ 企画調整部長

早い時期に完成したいというふうに考えております。

○ 川上委員

いい加減なことは言うてはだめですよ。41ヘクタールでしょう。一遍で全部工業団地にするんですか。部分的にやっていくんですか。お尋ねしましょう。

○ 企画調整部長

この土地につきましては、約41ヘクタールでございます。その中でどうしても森林法がございまして、工業団地としては使えない、といいますか工業団地として除外しないとけない部分がたくさんございます。だいたい私のほうが計画しているのが、そのうちの約半分程度を工業団地として活用したい、というふうに考えております。

○ 川上委員

半分工業団地にするんだったら、半分だけ買えばいいじゃないですか。そういうことは考えなかったですか。

○ 企画調整部長

はい、この鯉田三坑につきましては、広さが約42ヘクタールありまして、この土地の代金と同額の鉅害賠償金を差し引きまして、実質無償でこの40ヘクタールを提供します、というような三菱マテリアルのほうからのご提示がありましたものですから、本市としましては大変喜ばしい話、ということでお受けをいたしておるところでございます。

○ 川上委員

私、9月議会で指摘したようにね、飯塚リサーチパークの造成費用の実績が1平米8,700円なんですね。40ヘクタールで掛け算すると少なくとも35億円という数字がね、造成費用だけで出るよ、と指摘しましたでしょう。そのあと繰り返し現地を見てみると、そういうものではないな、というのが実感です。それで、ここ数年がチャンスといいながらあなた方は完成時期を明らかにしきらない。それでは着工はいつのつもりなのかお尋ねします。

○ 企画調整部長

本議会で土地の購入費のご議決をいただきましたならば、新年度の予算の中でも早く造成費用、それから周辺整備事業こういうものを計上させていただきまして、議員の皆様方にご理解いただいた中で、早く完成させて、早く企業誘致を進める、というのがこの飯塚市にとりまして大きな発展につながっていく、というふうに考えております。

○ 川上委員

流行早い、ということなんですが、造成計画の策定はいつしますか。

○ 企画調整部長

それにつきましても、早い段階でさせていただきたい、というふうに考えております。

○ 川上委員

目尾地区の工業団地の造成の設計、田川の総合コンサルに出しましたでしょう。10,800,000円ぐらいで。12月、完成品が届いていますね。3ヶ月かかっているわけですよ。あなた方急ぐというんだけど、造成計画の策定いつするのか、というと明らかにしないですね。本当に急いでいるんですか。

○ 企画調整部長

はい、本当に急いでおります。

○ 川上委員

それでね、40ヘクタールの半分を森林として残し、あるいは周辺整備にして工業団地としては20ヘクタールにする、という先ほどの答弁ですね。その20ヘクタールね、分譲するかレンタルでいくのか考えてありますか。

○ 企画調整部長

今約40ヘクタールの約半分といいますのが今計画している段階ではそういうことと。これは森林法に引っかかる部分がありますのでそういう計画ですよ、ということでございます。それとですね、この工業団地を造成しました後は企業のほうに売却する、というような考えでございます。

○ 川上委員

売却ですね。そしたらですね、面積は41ヘクタールよ、ということになっていますが、これは面積は確定しましたか。

○ 企画調整部長

まだ一部確定していない部分がございますので、今後分筆しまして面積を確定したい、というふうに考えております。

○ 川上委員

相手は三菱マテリアルということをお話してはしましたが、面積を確定していないのに購入予算を計上したわけですね。

○ 企画調整部長

若干まだ確定されてない部分がございますので、そこらあたりは三菱と十分に協議した中で確定測量しまして分筆する、というふうにいたしております。

○ 川上委員

あなたがたはね、購入しようとしている物件を、もう姿かたちが確定していないのに市議会に予算を計上したんですね。お尋ねします。

○ 企画調整部長

今の確定してない、という部分はですね、まず家屋が建っている部分とか、そういうのが三菱の分ですって周辺すべてあるんですね。そこらあたりで家屋が立ち並んでいる部分がございます。ここらあたりを分筆しないと境界がハッキリしませんもんですから、そこらあたりが若干残っている、というわけでございます。それ以外についてはすべて境界も確定いたしております。

○ 川上委員

そこまで確定しているのならどうして資料を出さないんですか。そこで、買取予算15,000,000円計上しているわけですがけれども、この15,000,000円というのは何を基準に15,000,000円ということにしているんですか。

○ 企画調整部長

この15,000,000円につきましては、三菱のほうから飯塚市のほうに土地の値段としては

15,000,000 円というご提示がありまして、この金額と同額を鉾害賠償金という金額でのご提示があったところでございます。

○ 川上委員

三菱が 15,000,000 円提示して飯塚市が了承した、ということですね。それは1回の交渉で決定したんですか。

○ 企画調整部長

1回の交渉というよりも、三菱のほうからこういう金額でどうでしょうか、というようなご提示が数回といますか、あっております。

○ 川上委員

あなたがたは 15,000,000 円の買い物をしようとしているわけだけでも、交渉記録は残っていますか。

○ 企画調整部長

交渉記録といいますよりも、ペーパーとしては残っておりませんが、私の頭の中には交渉というのは残っております。

○ 川上委員

市民の税金を 15,000,000 円使おうというのにその交渉の記録はない、というわけですね。確認していいですか。

○ 企画調整部長

ない、というよりも私のメモといいますか、わたしのメモ帳の中と、先ほど答弁しましたように、記憶の中にはしっかりと残っている、ということでございます。

○ 川上委員

あなたね、ここは市議会の総務委員会の場合ですよ。先ほど私が交渉経過の記録はあるか、と聞いたら私の頭の中にある、と言った。1分後には私のメモがあります、と言いましたね。どちらが本当ですか。

○ 企画調整部長

私の手帳と、そして記憶の中にある、ということでございます。

○ 川上委員

じゃあ、前言が正しくなかった、ということですね。メモがあるなら正確に三菱の交渉経過、説明ができるでしょう。この場でしてください。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:12

再 開 11:24

委員会を再開いたします。

○ 企画調整部長

三菱マテリアルとの交渉状況ということでございます。私のメモとしまして、昨年4月の段階から三菱の三坑のボタ山跡地についての交渉は続けて参っております。本年度に入りましてもずっと継続して交渉させていただいております。

○ 川上委員

あなたのメモにはその程度しか書いてないんですか。のがみプレジデントホテル横の駐車場敷を買収するのに240,000,000円かけましたね、旧飯塚市が。その時に住民監査請求が起きましたね。監査委員はそのとき、いくつか重大な指摘をしておりますね。覚えてあるでしょう。どういう指摘でしたか。

○ 総務部長

住民監査請求で監査のほうから指摘を受けております。文書についてはきちんと整理・保存

するように、ということの指摘が1番のところでございます。

○ 川上委員

縄田部長ね、もう忘れてあるかもしれませんが、住民監査請求の中の指摘の一つにね、市民の指摘の一つに情報公開請求があったわけですよ。240,000,000円の買い物をするのに交渉したでしょう、と。そのときの交渉記録を開示してもらいたい、という請求があったんです。当時の飯塚市長は開示しない、という回答をしたんですよ。理由をご存知でしょう。文書不存在なんです。それで当時の市の監査委員が、この点厳しく指摘したんですよ。新しい市になったからといってね、そこらへんをうやむやにしてい、というわけにはいかないでしょう。あなたはちゃんとメモを持っていると言うなら、本当にこの程度のメモであるならね、持っていないのと同じですよ。あなたのメモに基づいてね、市議会がきちんと予算審査ができるように経過説明をしてください。

○ 企画調整部長

はい、交渉記録につきましては事細かくは私のメモにはございませんけど、昨年4月の時点から数多く三菱とは交渉いたしております。すべてにわたって記載いたしておる、というわけではございませんけど、要所要所につきましては、私のメモのほうに記載はさせていただいております。

○ 川上委員

ですから、何か総務委員会に報告できないようなことがあるんですか。その三菱マテリアルと飯塚市の交渉の経過の中で。その要所要所を説明してください。

○ 企画調整部長

別段この中で報告できない部分は全くございませんけど、こと細かくなりましたらたくさんございますので、その1点2点だけちょっと私メモでございますのでですね、一番ごく最近の話では、8月に入りまして7日とか24日、月に大体2、3回ペースで私を含めまして担当係長らと協議を行っている経緯はございます。

○ 川上委員

だから、経過を説明する、と言った場合はね、あまりくどくど言うのもおかしいけど、飯塚市がどこかに工業団地を作りたいと思ったんだったら、それで三菱に最初こう行きました、と。そのときは打診でした、と。その次は場所の相談しました、と。金額の相談しました、と。そのときのメンバーはこういうメンバーです、と。要所要所があるでしょう。15,000,000円はいつ登場してきたんですか。議会にあなたが報告できない、と言うんだったらハッキリ言いなさい。秘密ですから言えない、と言うんだったらハッキリ言ってくださいよ。市民の税金をね、15,000,000円も使う、そしてその後ね、30億円かかるかわからない巨大大業を行おうとしているんですよ。あなたね、企画調整部長でね、こんな答弁で通用するんですか。私たちはね、今市民から解散を迫られて遠からず解散しますよ、市議会は。しかしね、今、付託を受けてね、予算審議をしているわけですから、きちんと答えてください。

○ 企画調整部長

昨年のまず4月の段階で、飯塚市のほうと三菱のほうで三坑跡地について工業団地にしては、というお話が来ました。それで、市と三菱と協議した中で、この中でその段階ではまだ価格の値段とか価格の件とかそういうのは一切ありません。大体の概要、そういうのをご説明いただいております。そうするうちに、県の企業局のほうでも三菱の三坑跡地については県の工業団地として、県内数ヶ所ございますけど、その候補地の一つとしてなんとか県のほうもこの候補地としてあげたい、というような報告がその時点であってきております。そして、市としましても、この鯉田の三坑跡地の件について三菱とも協議していくし、県のほうにも、ぜひ県のほうで開発を進めてほしい、という状況が昨年1年間にかけてあっておるのがそういう状況でございます。しかしながら、昨年1年間、県がそういうことをする中で、どうしても県の開

発が無理である、というような報告がありましたので、そのご本年度に入ってそれでは市単独でこれを開発できないか、というような検討を進めてきております。そういうふうに検討する中で、本年の11月初めぐらいにこの土地については今予算に計上させていただいているような土地の購入は15,000,000円、鉦害賠償金は15,000,000円、実質無償で飯塚市に提供します、というような三菱からのご提示があった、というのが大まかな状況でございます。

○ 川上委員

15,000,000円という数字はいつのことか、合意はいつのことか、場所はどこか、メンバーは誰か、聞かせてください。

○ 企画調整部長

金額の提示につきましては、先ほど申しましたように本年の11月の初めぐらいに三菱のほうからご提示がっております。そしてまず私のほうが受けまして、こういう金額でどうですか、ということでございましたので、私が受けまして、ご報告いたしましたわけでございます。

○ 川上委員

後ほど説明があった経過についてはですね、資料をいただきたいと思うんですよ、きちんと。それを指摘しておきたいと思うんだけど、昨年福岡県が県営工業団地を2、3ヶ所作ろうとしたんですね。結果としてその福岡西部の前原地区、宮若地区、この2ヶ所に決めましたね。飯塚三菱三坑跡地が候補から外れたのは地盤が軟弱で、工業団地用としては不適である、ということなんです。県がお金がないから、とかいうようなことじゃないんですね。この土地そのものに問題があったということなんです。それなのに、飯塚市が単独で作ろうという決意を固めるには、よっぽどのことがありますよ。不適な土地、福岡県が不適と認めた土地を、飯塚市が作れば適当な土地になるのか。そここのところの覚悟はどういう覚悟ですか。お尋ねします。

○ 企画調整部長

県が調査した段階では、今質問者がおっしゃいますような不適格な土地である、ということじゃないんですね。県がボウリング調査をしております。その中で、地質の若干の問題、それから造成費用、それから周辺整備等々の費用の関係からして、県としては早急な時期における開発は今のところやや厳しい、と。この三菱の三坑の跡地の開発については2次的な開発ということで何とかご理解いただけませんか、というようなご返事があっているところでございます。

○ 川上委員

今のお話を聞くとね、相当な手を入れれば工業団地、2次的開発として大丈夫、ということですね。相当な手を入れるのに市が覚悟を決めたわけですね。どれくらいかかるんですか。

○ 企画調整部長

県がそういう2次的な開発、ということがありましたので飯塚市としましても、十分に内部で協議し、さらには専門の大学の先生等のお話も聞いた中でご存知のようにこれは炭鉦跡地ですので、地下には坑道が走っている部分もございます。ここらあたりについては、工業団地の調整池とかそれから緑地とかそれから駐車場とかそういう部分に使えば、土地利用ですね、そういうことをすれば、工業団地としては使えますよ、というようなご返事をいただいているところでございます。

○ 川上委員

ですからその手当てをするのにね、飯塚市はいくらかかると考えたか、ということでしょう、私が聞いているのは。三菱は15,000,000円でそれが済むはずだといっているんですか。この鉦害賠償金が15,000,000円というのは。

○ 企画調整部長

鉦害賠償金が15,000,000円というのは、あくまでも土地の値段が15,000,000円であるからそれと同額の金額が鉦害賠償金ですよ、というような三菱の見解でございます。

○ 川上委員

整理していきましょね。次行くからね。とにかく福岡県はこの土地は地盤軟弱でね、急ぎしのぎじゃ耐えられない、と。ボウリングしてみたらね。ところが飯塚は2次的開発ならいいでしょう、ということで手を入れて工業団地に適するように対策を打って工業団地にする、という決意でしょう。これには相当な費用がかかるだろうと思うんですよね。それで15,000,000円の鉦害賠償金の話をしているんです。この三菱が土地は15,000,000円で買ってください、と。鉦害賠償金ということで逆に飯塚市に15,000,000円さしあげます、と。鉦害については、三菱マテリアルは責任がなくなるわけですか。

○ 企画調整部長

ここでちょっと私整理させていただきたいと思います。まず県のほうはこの三坑のボタ山については、不適合である、というような見解じゃございません。先ほど申し上げましたように、施設の問題とか造成費用とか周辺整備事業を含めるとそういうことを考えますと、一時的な開発、すぐに開発するのが問題がある。ですので、今質問者が言われますように、前原市と宮若市のほうに第1次的な開発用地を今確保した、といいますか、そういうことがあります。で、この三菱については2次的、時期がいつになるのかわからないけど2次的な開発、ということで県もそれを示した、ということでございます。しかしながら先ほどから私ご答弁させていただいていますように、早く企業を誘致しまして、それも自動車関連企業を誘致しまして、本市の活性化、さらには定住人口の確保を図るためには、早くこの工業団地を確保して企業を誘致する、ということが最重要課題である、ということで認識いたしております。そのなかで、先ほど申し上げましたように内部でも十分に検討し、さらには専門の大学教授等も含めてお話をさせていただいた結果、地質に若干の問題のある、下に坑道が走っている部分とかそういう部分については建物を建てずに工業団地の調整池、緑地、駐車場、そういう部分に使えば、これは工業団地として十分に大丈夫ですよ、というようなご意見を賜りましたものですから、その方向で市としましても計画を立てながら、次年度以降予算を計上させていただいて、進めていきたい、というふうに考えておるところでございます。

○ 小幡委員

川上委員の質問の関連でお尋ねいたしますが、鯉田三坑42ヘクタールでしょう。15,000,000円、見た目安いけどね、提案が以前から申し上げるとおりね、執行部は無茶。無茶すぎるんですよ。42ヘクタールの土地を買いたい、と。基本的には企業誘致を図ってですね、今財政難の折、収入を確保したい、と。これは義務はわかります。市長が就任当初、株式会社飯塚市、そういうようなまちづくり、おっしゃいましたよね。そういう意味では収入を考えることには、われわれ議会も賛同しております。その収入を考える上でね、こういう土地を買いたい、と目的がハッキリしているんでしょ、工業団地。造成費がこれぐらいかかります。売却でこれぐらいの益がでます、と。執行部の皆さんは株式会社で言えばね、役員ですよ。市長が社長であれば。われわれはその提案に関する監査でしょう。その話し合いを今やっているのにね、事業計画がハッキリしないで土地の15,000,000円だけ鉦害保証と相殺できるから、実質上タダで土地を買っていいですか、と。他の委員の人もはい、いいですよ、と言うわけがない。こういう財政効果がありますよ、と費用代効果がこうなります、という案件をしっかりと出されて、イコールこの値段で買いたい、という、そういう提案をさせていただきませんか。ちょっと無謀ですよ。これを指摘してちょっと質問させていただきますけどね。今部長の答弁の中に県のボウリング調査がありました、といいましたね。県は何ヶ所ボウリング調査、県は実施しておりますか。

○ 企画調整部長

県は9ヶ所実施しております。

○ 小幡委員

42ヘクタールで9ヶ所。これは県の予算でやられたんですか。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 小幡委員

ということはそのボーリング調査の報告を受けて、本市としてはですね、42ヘクタールの中にどれだけの既存構造が何らかの深さで延長何キロあるか、すべて把握されておりますか。

○ 企画調整部長

県が9ヶ所、それから三菱マテリアルの方が独自で6ヶ所なさっております。合計15ヶ所の中で一時的には大学の教授も含めた中で、ある程度の結論が出たというのが先ほどのご答弁の内容でございます。さらには、飯塚市独自で念には念を入れるためにも、今この予算に計上させていただいていますような実質調査ということで予算要求をさせていただいているのが状況でございます。

○ 小幡委員

いや9ヶ所と6ヶ所それはわかりました。だから私が聞いているのは、坑道があったんですよ。

●縦坑、隋道●、そのすべての長さ、深さ、三菱マテリアルが当時炭鉱で掘ってたんですからね、それぐらいの記録がすべて残ってましてね、それ飯塚市が確認してますかということです。現状ボーリングしたというのはわかってるんですけどね、確認してますかということです。

○ 企画調整部長

これは昨年度、県の方がボーリング調査してますので、県は三菱が持っています坑道図なんかはすべてお借りした中で、そこだったら十分になさっております。

○ 小幡委員

県じゃないんですよ、飯塚市が今から買うんですよ。ということは、飯塚市は把握しているんですかということを知っているんですよ。

○ 企画調整部長

はい、そこあたり市としても十分に把握いたしております。

○ 小幡委員

その42ヘクタールの中の坑道配置図、出せます、それ。

○ 企画調整部長

これはあくまでもお出しするということにはできないようになっておるそうでございます。

○ 小幡委員

その理由を教えてください。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:45

再 開 13:03

委員会を再開いたします。

○ 企画調整部長

坑道図の件でございます。坑道図、実際の名前は坑内実測図と言います。この坑内実測図につきましては、経済産業省九州経済産業局とそれから所有者でございます三菱マテリアルが同じものをそれぞれ所有いたしております。九州経済産業局の方に問い合わせしましたところ、この坑内実測図については公開できないというご返事でございます。また三菱マテリアルにつきましては、いわゆる飯塚市の方からこの坑内実測図について請求があれば、お見せすることができるというようなご返事でございます。

○ 小幡委員

土地を買ったらもらえるんですかね、それはね。

○ 企画調整部長

坑内実測図につきましては、今の時点でも飯塚市の方から依頼があれば、いつでもお見せしますというようなご返事でございます。

○ 小幡委員

わかりました。現存はしているということですね。では企画的にどの地区を約42ヘクタールの20ヘクタールですか、を用地として造成されるんでしょうけども、先に川上委員が言われたとおり通常の造成で平米1万円程度ですよ。それでも20億強かかりますんでね。通常それだけの坑道が走っていると、地盤沈下ですね、そういった観念から地盤改良が必要な工事、これは約倍かかりますよ。それと土壤汚染、土壤汚染については調査されてますか。

○ 企画調整部長

土壤汚染につきましては、今所有者であります三菱の方が実施しますということでございます。

○ 小幡委員

今、土壤汚染で、土壤汚染がないということで購入しないと、購入したあとに土壤汚染が発覚しますとね、所有者が処理しなくてはいけませんよね。これまた数億かかるような金額になりますけども、どの時点で土壤汚染の調査を三菱マテリアルはされる予定になっておりますでしょうか。

○ 企画調整部長

どの時点かというご質問でございます。三菱に私の方と協議を進める中では、早急に土壤汚染については自分の方で実施しますということでございます。

○ 小幡委員

ということは、購入に当たっては土壤汚染の調査後に購入ということでよろしいでしょうか。

○ 企画調整部長

それも参考にさせていただくというような考えを持っております。

○ 小幡委員

いや参考じゃないですよ。土壤汚染がないということを確認しないと買えないということを行っているんですよ。これ買ったら大変なことになりますということですね。もう一度答弁お願いします。

○ 企画調整部長

その結果を踏まえましてこの土地の購入については検討していきたいというふうに考えております。

○ 小幡委員

ちょっと勘違いしないでくださいね。買ってはいかんとやっているんじゃないんですね、買うに当たってはそういった重要なところはチェックして買ってくださいと。市長がやろうとする事業ですよ。先ほど言ったように我々監査的な役目でおる以上はね、ポイントポイントはチェックしとかないと、何度も飯塚市は失敗した事例がたくさんあります。成功事例で失敗したのが多いでしょ。これ認識しとってくださいね。ですから今後に生かすということで質問してるんですから、そういう気持ちで聞いてください。坑道とボーリング調査、土壤汚染の件は聞きましたね。ちょうど三菱が炭鉱時代、昭和の40年代に閉山していますよね。その後、ときの通産省が坑道の中から発生する浮遊水、今赤水ですね、あの地域は三抗から鯉田の方の農地の方に赤水がどんどん出ていましたね。これを当時飯塚市が補助金を出して水路の復旧工事等をやってますよ。まだ我々が子どものころですけどね。このときにですね、通産省が赤水対策ろ過装置をつけなさいと、三菱のほうに、10億円かかるという話でしたが、この赤水対策、鉱害はもう発生していないんでしょうか。その後の経過、どういった処理になっているのか。それともう一点、近年あの地域から発生した鉱害はありましたでしょうか。その点おたずねしたいんですけど。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:09

再 開 13:09

委員会を再開いたします。

○ 小幡委員

ということですから、あとでお聞きしますが、三井鉱山が4層ぐらいのろ過装置つけて坑内水路の処理をしてますね。鯉田はまだされてないということを知ったんですね。そのまま赤水が今出てないということであればですね、不要になったんでしょうけども、購入にあたっては飯塚市のほうはその辺チェックしなくちゃいけないと思うんで、ちょっと結果を待ってきましょう。それとですね、先ほど言いました川上委員も指摘されましたが、今の赤水対策もそうですが、15,000,000円で相殺した後ね、鉱害が三菱マテリアルとしては手が離れるわけよね、鉱害補償については。その後、万が一現状鉱害が発生してないにせよですね、今後発生した場合の飯塚市は何か予測、こういった鉱害が発生するのではないだろうか、というような検討はされましたか。

○ 企画調整部長

今ご質問者が言われますように、この鉱害賠償金を市のほうがもらう、ということで鉱害賠償予定登録、三菱のほうは一切鉱害に対しては責任を負わない、というような条項になってまいります。したがって、その責任は飯塚市のほうがかぶってくるというようなこととなりますけど、先ほどもご答弁してますように、下のほうに坑道が走っている部分とか、地盤的にやや軟弱な部分がある部分につきましては調整池なり緑地なりに活用していきまして、地盤のしっかりした部分を工業用地として造成しまして、企業のほうに売却していく、というような考えを持っております。しかしながらそうは言ったものの、万が一そういうことが生じた場合には、市としては道義的な責任というのがあるんじゃないかな、というふうに考えております。

○ 小幡委員

考えはわかりますが、予測できない鉱害もあると思うんで、時の通産省の事例を聞きながらね、こういった鉱害発生する箇所とか鉱害がこういったことで発生するであろう、とかいうのは推測しとったほうがいいですよ。そうせんと、万が一と言いますが万が一はありますよね。完全に0%じゃないんですからね、そのときの市の対応まで検討してください。それとですね、結局15,000,000円で先ほど言いましたとおり、買うのはかまいませんけど、あまりにも無謀でね。部長が答弁されたようにね、工業団地として造成して売るわけでしょう。ですからいくらで造成して、いくらで売るかというのを、目的をはっきり教えてもらわないとですね、市民の立場から言ったら15,000,000円で買っていいですよ、何のために買うの、と。素朴な質問でしょ。今から急いでやりたいということでしたけども、概略の事業計画というのは出てこないんですか。いつの段階でお示しできるんでしょうかね。

○ 企画調整部長

ご質問者のほうにお答え申し上げますけれども、目的は午前中の答弁の中に申し上げましたように、飯塚市の浮揚発展のため、飯塚市が活力あるまちづくり、それから産業振興にあたりましてこの工業団地を確保して企業誘致を行い、そして税収増加を図ると共に、定住人口の確保、雇用の拡大、というようなことが本市の発展に一番の最重要課題である、ということが大きな目的でございます。しかしそうするには今後どのようなスケジュール、それから費用か、というご質問につながってくると思います。それにつきましては午前中にも答弁差し上げましたように、今の段階ではまだまだ詰めたことはしておりませんので、平成19年度からそういうふうな基本計画なり実施計画なりを予算のほうに計上させていただいて、そして次年度以降、早い段階でこれを完成させたい、というようなことでございます。

○ 小幡委員

あのね、わかるんですよ、目的は十分。市長の考えもわかっているんですよ。ただ、今の段階で 15,000,000 円を買っていいですか、とういうことで「はい、いいですよ」と言えない、と言っているんですよ。そういう不安定要素な未計画的な事業にね。どっちみち今からお金使うわけでしょう。儲かるかもしれませんけどね、それを計画をはっきり出して土地を購入すればいいじゃないですか。もし本年度買わないと売らない、と三菱が言っているんですか。そこだけ答えてください。

○ 企画調整部長

早く実現をさせていただきたいということで、この補正予算に土地の購入費、そして次年度以降にそういう基本計画、実施計画それから造成工事費をはやく計上させていただいて、ご理解いただいて、早く企業誘致を進めたい、というのが考えでございます。したがって、三菱のそういうようなことではございませんけど、市のほうは早く進めたい、というのが飯塚市の考えでございます。

○ 小幡委員

わかりました。結局ね、言いたいのは、こういう計画をはっきりして提示してください、ということを行っているんです。今言う、事前購入になりますよ、目的がハッキリしない。目的は執行部の口頭の説明はわかります。でもそれ以上の図面上の、どこをどんな風に、現地さえよくわからない、配置図もよくわからない。そういう状況で土地だけ買っていいですか、というのは無謀です、とさっきから言っているんですね。ですから、まだ補正にかけずに、来年度予算、新年度迎えて、購入の時期がまだ三菱さんがそんなに急いでないのであればね、今後そういうのをしっかりと提示されてね、議会の賛同を得たらどうですか。なんか後回し後回しでさ、小出しみたいに先に土地をチョロっと買ってさ、今からこんな事業をドンとやります、というようなやり方だったらね、一つの騙し的な提案の仕方だと私は解釈するんですね。ですから今 21 世紀ですからね、新市迎えて、やり方を少し提案の方法を変えてくださいよ。中途半端でここで可決してね、15,000,000 円を買っていいですよ、と。これはあと成功するのか失敗するのか、みんなよくわからないまま、土地を購入する金額に対してだけは納得、それで進めていくとね、大変なことが起こる可能性がありますのでね。何度も言いますが、そういった提案の仕方を少し控えてもらってですね、しっかりとした計画図を示した上で、イコールこの値段で買いたい、と。そういうような提案に変えていっていただきたい、という要望で止めておきます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 川上委員

この土地にかかわる鉱業権はどうなっていますか。

○ 企画調整部長

鉱業権については抹消されております。

○ 川上委員

鉱業権もう消滅してますね。確認します。それでですね、先ほどから聞いてますけど、この鯉田工業団地開発総事業費、本当に計算してないんですか。大枠。おたずねします。

○ 企画調整部長

午前中からご答弁申し上げていますように、ここをまず造成しないといけない。それから周辺整備事業、浸水対策事業等々ございます。それで、本会議の中でもご答弁さしあげておりましたけども、この金額については今のところ積算してないといえますのが今の段階でございます。

○ 川上委員

あなたがたはですね、その話をいつでも 15,000,000 円のやり取りをね、合意したのが 11 月初めと言うでしょ。ちょうどその頃出されたのが行財政改革大綱なんですよ。それから実施計画ね。実施計画見てみるとね、5 ヶ年で財政効果見込額は 12,900,000,000 円ですよ。これは見てみるとね、市民の暮らし削る、それから中小企業へのいろんな施策削る、それから職員減らす、人件費削る、というのが大半ですよ。こういう 13,000,000,000 円削るという流れの中であなたが先ほど答弁していることはね、いくらかかるかわからないようなそういう事業を始めるために 15,000,000 円計上しました、ということなんですね。わたしはね、疑わしい。いくらなんでも県下代表の都市で 13 万 3000 人の暮らしと営業に責任を負っているはずの福祉の増進に責任を負っているはずの飯塚市がこういう凶悪な借金抱えるような事業をねどこまでかかるかわからない শুরুしようとするのはありえない。あなたがたはどうしてもいえない理由があるんでしょう。それで、造成費だけで最低 3,500,000,000 円というふうに私は 9 月議会で過去の実績だけで言ったんだけど、今小幡委員からも言われましたけどね、そんなもんじゃない、というのは明らかです。同時にね、鉱害補償、鉱害防止のための対策費がいるでしょう。緑地にするから、という意味はないですね。庄内の工業団地でものすごい穴が開きましたでしょう。あれはね、数日後日曜日にあそこでゲートボールをねお年寄り集まっていたいでする予定だったんですよ。その土地だったんですよ。ゲートボール場にあれだけの穴が開いたんですよ。だから緑地にするから大して手を打たなくていいとかそんなことないですよ。鉱害対策の費用もかかる。この中にね、工場を持ってくるんだから水がいるでしょう。工業用水、あそこの中を回すのにどれくらいかかりますか。これぐらい考えているでしょう。いくらかかりますか。

○ 企画調整部長

そこら当たりも含みまして今現在積算をしている段階でございます。

○ 川上委員

その段階の数字を言ってくださいよ。

○ 企画調整部長

数字が出ていないのが現状でございます。

○ 川上委員

じゃあね、大量の水がいりますね。そうすると大量の水を出さないといけません。排水しますね。そこの施設の中で処理して川に出していいものが多少あるかもしれませんが、きちんと処理しないとイケないでしょう。公共下水道がいきますね。公共下水道は今どこまで来ていますか。わかっているでしょう。ここは現在の計画外でしょう。区域外流入になるでしょう。本管工業団地の根元の近くまで 1500 メートルくらい引かないといけません。また、1200 から 2000 メートルくらい回さないといけません。いくらかかりますか。

○ 企画調整部長

上下水道整備も含めましたところでの試算、積算を行っている段階でございます。

○ 川上委員

1,000,000,000 円くらいで済みますか。

○ 企画調整部長

まことに申し訳ございませんけど、そこら辺りも含めまして、今内部の方で大体の概略の計算をしている段階でございます。

○ 川上委員

じゃあね、あなた方は自動車産業、ここ数年がチャンスだと言われてる。道のない工業団地作っても仕方がないでしょ。で、トヨタとの関係、日産との関係があるかもしれませんが、トヨタの関係、道はどうなってるんですか。

○ 企画調整部長

道路の件につきましては、県道飯塚・若宮線、それから今幸袋まで来ております。これから鯉田・中線、国道200号バイパスに繋ぐ線、それから鯉田の三坑跡地の前にあります県道、ここら辺りもございませぬ。ここら辺りにつきましても拡幅工事なり、それから中線の開通、この分につきましても関係機関の方に協力をお願いをしまいたいというふうを考えておるところでございませぬ。

○ 川上委員

これにかかる費用がどのくらいか分からないでせう。中から鯉田まで橋を架けて通しますね。この費用を飯塚土木は現段階では85億円と言ってるんですね。そうでせう。知ってるでせう。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:24

再開 13:28

委員会を再開いたします。小幡委員、再度質問をしてください。

○ 小幡委員

質問します。三菱、現在の三菱マテリアルが昭和43年くらいだと思います。それで閉山をしました。その後、今問題になってます三菱三坑跡地から、坑道から赤水が出てるということで時の通産がろ過装置で赤水の除去をなささいという通達をしております。時のお金にしてろ過装置が数億円かかるということでしたが、三菱はそれを実行しておりませぬ。そのときの通産が出した勧告辞令の赤水対策は現在もう不要になったのか。それと現況それに付随する鉱害が今発生しているのか。その点を教えてください。

○ 土木管理課長

ただいまご質問の件でございませぬが、赤水の件については把握しておりませぬ。後日通産の方に伺いまして、ご報告差し上げたいと思っておりますがよろしくお願ひいたします。

○ 委員長

現状の鉱害の状況。

○ 土木管理課長

もうひとつのご質問でございませぬが、浅所陥没については申請が数件出されております。

○ 小幡委員

現況の報告、もう少し詳しく教えていただけます。

○ 土木管理課長

被害物件といたしまして、鯉田地区で12、3件ほど個人から家屋被害の申請がなされております。

○ 小幡委員

ということですね。これは飯塚市がこの土地を購入した後はどういった手続きでどんなふうな鉱害の補償になるのでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:31

再開 13:34

委員会を再開いたします。

○ 土木管理課長

鯉田において鉱害がどの付近に発生してるかというお尋ねかと思ひますけれども、鯉田地区全体にまたがっております。ご質問のボタ山の近くでは今そういう申請は現在のところ出てきておりませぬ。

○ **小幡委員**

ということであれば、今鯉田三坑を起因とする浅所陥没はないということによろしいですか。

○ **土木管理課長**

現在のところ、そういう近くの申し入れがございませんので、ないとは言えないと思います、私の方としましても。

○ **小幡委員**

分かりました。まだ未調査ですね。結局、炭坑の坑道はかなり鯉田一円に走ってますよ。ですから、心配してるのはその土地を購入して飯塚市の土地になったときに、そういった浅所陥没とか鉱害が本市に降りかかってこないという確約がちゃんと取れるかどうか、そこをしっかりと。三菱さんが42ヘクタールを15,000,000円で譲るんでしょ。委員はみんなおかしいねと思ってるんですよ。ということは、飯塚市に土地を売却したことで、自分とこの鉱害補償の責任逃れではないのかと、もうここなんですね。これをまんまと飯塚市が造成やって、目的がはっきりしてますけどね、そういう片棒を担いじゃいかんというのがありますね。ですからそういったことが本市に降りかからない、契約においてもそのところしっかりと確約とってください。これ指摘しておきますね。

それと仮に造成、将来して、工業団地ができた。自動車関係が誘致に来たとしても何区画か余っちゃったとしますね。これまた三菱マテリアルが買うということは考えられるんですか。

○ **企画調整部長**

造成しました土地につきましては、この工業団地に企業が進出してくるように市としては一生懸命努力したいというふうに考えております。しかし、万が一そんなふうに空いたところがあるというようなことになったとしても、これは飯塚市がその土地について推進していくということで考えております。

ここは工業団地ということでございます。それで仮に空いたスペースで三菱がどうしても買いたいとすれば、適正な価格、その土地の売却価格で売却するという考えを持っております。

○ **小幡委員**

ということは、どこでもお金が合えば、条件が合えば売却できるということでもいいわけですね。分かりました。

○ **委員長**

川上委員の質問に対しての答弁を求めます。

○ **国県道対策室長**

地方主要道県道飯塚・福岡線の一部であります鯉田・中線、国道200号から国道200号バイパスまでの間、1,070mの総事業費が8,500,000,000円ということを知っているかというご質問でございますが、土木事務所では総額8,500,000,000円と見込んでるようでございます。

○ **川上委員**

このうち、直接この工業団地に関わろうが関わるまいが国は、福岡県の事業計画なんだろうけど、これは飯塚市の負担はどの程度来ると思われますか。

○ **国県道対策室長**

飯塚市の負担でございますが、一応補助事業の場合と単独、要するに県の単独事業の場合と、市の方の負担率が違いますので、今のところそういう試算はいたしておりません。

○ **川上委員**

事情によって4分の1とか6分の1とか聞いております。数十億円、場合によって二十数億円という数字にもなるでしょ。それで、ところで、この道がなければ、この道が通らなければ、鯉田工業団地は本格機能はできないですね。この道はいつまでに完成する予定ですか。

○ **国県道対策室長**

本路線の開通年度でございますが、はっきりしたことが今分かっておりませんで、土木事務所では平成20年代後半という見解を持ってるようでございます。

○ 川上委員

つまり福岡県は、現状では一番遠い場合は平成29年までかけて作るというわけです。この事情について企画調整部長はご存知ですね。お尋ねします。

○ 企画調整部長

その点につきましては本当に申し訳ございませんけど、あまり存じておりません。

○ 川上委員

いかにも無責任な答弁ですよ。本当に知らないんですね。確認します。

○ 企画調整部長

確かな内容については知りません。しかしながら、今この三坑の跡地に通じる道路につきましては、国道200号バイパスにも直結してますし、この県道飯塚・若宮線には、中線はありませんけど、下の道を通してこの三坑に通じる既存の道路もあるというわけでございます。しかしながら、これ飯塚・若宮線、中線が開通すれば、さらにこの道路アクセスがよくなるというふうに理解をいたしております。

○ 川上委員

あなた方は今ね、目尾地区に工業団地と言わないで工業団地を作り始めてるでしょ。地域の方には工業団地と言わないですね。地域の方がなぜ工業団地に反対しているのか。それは一番は交通安全のことですよ。生活道路の中にトレーラーがどんどん走って来られると困るということだったでしょ。これは10年前からそうなんです。去年あなた方が駆け込みで見直したときもそうだったんですよ。あまりに無責任すぎると思う。それで、じゃあ展望がないことがだんだん明らかになってくるんだけど、必要性がどうかと言うこと聞きましょう。企画調整部長は先ほど、福岡県が2、3、工業団地作ると言うので、飯塚市のこの土地も候補地に一旦は挙げたというふうに答弁がありましたけどね、結局福岡県は前原地区と宮若に作ることにしたんですね。宮若の県営工場、開発面積何ヘクタールですか。

○ 企画調整部長

私が存じている限りでは宮若市の磯光地区に県が開発をしようとする土地がございまして。この広さは約25ヘクタールでございます。

○ 川上委員

磯光に約24.8ヘクタール、総事業費は福岡県はちゃんと書いてますよ。1,740,000,000円。工期は今年度と来年度まで。そして、地理は位置的にはどういう状況かということ、若宮インター、磯光地区間は約9.5キロです。もうまっすぐですよ。ここに25ヘクタール作るわけですよ。いまさら飯塚に20ヘクタール必要と思われませんか。お尋ねします。

○ 企画調整部長

今県の方が宮若の方にこのような工業団地の適地ということで事業を推進してまいりたいというようなことではございますけど、今事業年度、18、19ということでございます。しかしながら、今聞きますところ、県の方もこの土地の買収については今難航しているというような状況でございます。しかしながら飯塚市にとりまして先ほどからご答弁申し上げてますように本市の活性化のためにはこの工業団地を作りまして、企業誘致を進めることによって、本市の浮揚発展のためにぜひとも進めたいということでこういうふうな計画を立ててるわけではございます。

○ 川上委員

宮若市土地開発公社というのがあるんですよ。ここが福岡県に報告した平成18年3月31日末の・・・失礼、小竹町。小竹町ももう宮若のすぐ隣、ここに売れ残りの工業団地が29ヘクタールあるんですよ。そのことはご存知でしょ。

○ 企画調整部長

知っております。

○ 川上委員

宮若の中にもね、それ以外に22ヘクタール売れ残ってるんですよ。本市はね、いつか市長が、眠ってる土地を中小企業のために使うことも大事だと、そういう考え方もするべきだと言われましたけどね。飯塚市土地開発公社が福岡県に報告した数字は35ヘクタールあるやないですか。全部工業団地というわけじゃないでしょうけど。こういう状況がある中で、あなた方は、しかもチャンスはここ数年という。道は10年後しかできない。状況の中で本当にこの何十億円かかるか分からない鯉田工業団地、必要だと言えますか。お尋ねします。

○ 企画調整部長

はい。先ほどからご答弁申し上げてますように、自動車関連産業についてはここ数年がチャンスでございます。このチャンスを生かしながら飯塚市の浮揚発展のために努めたいということでございます。しかしながら先ほど質問者言われるように、小竹の方の団地にもまだ分譲可能な箇所もございます。さらには県の方も宮若の方に進めようという計画でございます。こういう地域間競争にも負けないためにも、早くこれ作りまして、飯塚市の財政基盤をしっかりしたものにしてほしいというふうな考えの下でこういう計画を立ててるわけでございます。

○ 川上委員

今、先ほどから答弁されてることはね、北海道に夕張というところがありますね。その幹部が箱ものを進めるときに言った言葉と同じです。そのために借金をする。その借金は国が面倒を見てくれる。あなたが言ってることは、その夕張の幹部が言ってきたこと、道庁の幹部が言ってきたことと同じですよ。財政計画もない。将来見通しも全くない。そして、はっきり言いますけどね、税収を増やす、定住人口を増やす、雇用を増やすと言うならね、何十億円もそんなところにつき込むより、今飯塚市民、13万3千人おるじゃないですか。この人たちの暮らしと営業、福祉、教育、環境のためにつき込んだらどうですか。そちらの方がよっぽど税収も増えるし、定住人口も増えますよ。定住人口増やすんだったらね、工場増やすんじゃなくて、住宅増やすんですよ。学校をきれいにするんです。高齢者が安心して住み続けられるような街づくりするんですよ。齊藤市長も言われてるでしょ。私はね、このような展望のない計画に財政計画もまともに立てないで巨額の借金を積み上げるようなことに繋がる1,500万円の予算計上、削除するべきだと思います。市長、見解を伺います。

○ 経済部長

先ほどから工業団地の必要性でいろいろ質問、答弁がっておりますけど、企画調整部長が申しておりますように、自動車産業、トヨタの荻田工場がエンジン工場を増設しておりますし、ダイハツについても第2工場をつくるというようなことから、地域間競争に負けないように飯塚市の方においても工業団地を造成しまして、自動車産業の誘致を行いながら、雇用の確保、経済効果を見ながら地域の活性化を図って行きたいと考えておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

○ 川上委員

市長に答弁を求めております。経済部長がね、企業誘致問題で発言するならね、リプロックスの総括をまず最初に述べるべきですよ。もう答弁いいです。市長に答弁を求めます。

○ 経済部長

昨日産業経済委員会で、私達の考え方は答弁させていただいておりますのでよろしく願いします。

○ 委員長

市長か助役、今の質問に……。市長がいいなら市長で言えば終わるんやない。

○ 助役

鯉田工業団地の開発ということは、担当がうる説明しておりますように、本市にとりましては必要な事業だという判断をさせてもらっております。そのために今関係部署が集まりまして、いろいろ計画を練りよる段階でございますので、先ほどから出ております総事業費がいくらかかるのか、計画年度はいつまでなのか等々、それから企業の誘致の見込みがあるのか否か、そういうことにつきましても鋭意努力してまいっておるところでございます。やはりまちづくり、新しい飯塚市になりまして、まちづくりを今から進めていくわけでございますが、そのためには質問者が言われよりも、もちろん教育、福祉、その他住宅政策、いろんな総合的なことは必要だと思っております。その中の1つとしてこの工業、商業、経済の活性化のためにも、工業団地を造成させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○ 川上議員

市長、どうして答弁にたてないんですか。あのね、合併前の旧飯塚市はね、1998年から第1次のまあそれ以前もあったんでしょけど、最近では、第1次を1998年から行革を始めたんです。その時にどういうスローガンであったかというね、財政危機だと、財政危機なんだけどクリーンセンターを建替えなけといけない。目尾地域振興計画をやらないといけないと。アイトウンをやらないといけない。新飯塚駅をやらないといけないと。こういうのがあるので、その一、行革をやるんですということ。これは、私は聖域扱いだからおかしいと思った。指摘もした。けども、頭の中にある訳です。これが。行財政改革の中に、この課題が。ところがね、齊藤市長の大綱の中には、この数字はないんです。頭にない訳。ところが、これと同意時に出てきたんですよ。この何十億円かかるかわからんような巨大事業。大変な矛盾ですよ。ですから、その小幡議員も言われたと思いますけれど、あなた方が、その本当に必要だと思うならね、出しなさいたらいいじゃないですか。で、議会の側も解散してね、新しく市民の負託を受けた状態で審査すればいいでしょう。財政計画もまともに出しきらないで、道が何時つながらかわからない中で、こんないい加減な予算計上は駄目ですよ。いくらなんでもね、齊藤市長、これは削除するべきです。答弁を求めます。

○ 市長

えーあの、小幡議員、川上議員の方からのお話を聞かせていただきながらですね、やはり、一つのを物事を進めていくには、しっかりした、そこに調査、また、確信を持った中で事業を進めていかなきゃならないと十二分にわかりました。それに、私自身も、この計画に対して同意していくといくことに関して、一言話させていただきますと、やはり、これからの毎年の人口減というようなことを考えたり、これから地方というのは地域間競争というようなものが非常に激しくなってくる。その流れの中で、じゃ我々はどういうことをしていかなければならないかと、定住人口を増やさなきゃいけない、教育のレベルを上げなきゃいけない、福祉の向上もしなけれりゃならない。それから、企業誘致もしなけれりゃならない。そういう流れの中で、この三菱の土地の話が出てきた訳で、勿論、前から出てきてましたけれども、私の頭の中に入った訳で、だったら、この土地は大丈夫なのか、先の小幡議員の言われることを本当に押さえてきました。そういうことをですね、押さえながらこの事業というのが進められるのかどうかということ、それと今、私もトップセールスということで、いろんな所に今営業を、この地域に来てほしいということで、営業活動をしています。そういう流れの中でやはり、そこに相応しい土地として飯塚としても押さえおこななきゃならないということで、この地域もこの土地も団地としてあれば非常にありがたいという流れの中で、進めておりますので、ひとつご理解の程をよろしくお願いいたします。

○ 岩本委員

37番 岩本です。2点に絞ってご質問をさせていただきます。後わからない点は、課長さんなり担当の人にお尋ねしたいと、時間も過ぎていきますので、ちょっと論点を絞ってご質問をさせていただきます。まず1点目は、補正予算書の55ページ、監査委員費の中でですね、職員

手当 3,156,000 円、それから同じく、67 ページ、失礼しました、63 ページですね。土木費の中で、時間外勤務手当 8,547,000 円、これはマイナスなんですね。まず 1 点目の監査委員費の中で、私は、予算特別委員会です、この時間外勤務手当、まー非常に低いんじゃないですかと、大丈夫ですかという質問をした記憶がございます。これは、監査委員費がなぜ 3,160,000 も補正を組まれたのか、勿論その 1 市 4 町で決算書大変な苦勞だっただろうと思んですが、ご存知のように、今度住民投票も行われるであろうと想定した場合でしね、特に人件費については、専決という訳には参りませんね。そうした場合には、大丈夫ですかと、そしてこれは含まれているのか、含まれていないのか、併せて 3,156,000 円のこのなぜこれだけの高額な時間外手当を組む必要があるのか、併せてですね、63 ページ、土木費の中の時間外手当、なぜこんなに 8,547,000 円カットされたのか、この辺は予算見間違いだったのか、この辺のご答弁をよろしくお願いします。

○ 人事課長

お答えいたします。まず、監査関係でございますけども、今回 1 市 4 町合併の当初予算を組みます中で 1 市 4 町の過去のそこそこの所管に関わります時間外手当、これをベースに、前年度ベースをですね、基本に汲みました。そこそこの所管の個別の新市になってすぐの状況を把握いたす余裕がございませんで、その前年度ベースを基本に予算を計上いたしました。その関係で監査でございますけども、時間外手当の予算につきましては、額について少額でしか組んでおりませんでした、監査につきましては、1 市 4 町の監査、これがかなり時間を要したということと、住民監査請求これが 2 件出て参ったという中で、時間外手当が増加したものでございます。土木につきましても前年度比という中で組みましたものですから、実際に今年度の分については、若干落ちてきたと、それで補正をするにあたりまして、今後の時間外まで含めまして、一斉にヒアリングをかけまして調整し、このような形で補正を組んだものでございます。以上でございます。

○ 岩本委員

じゃ、土木費ですね。土木費の中で時間外が 8,547,000 円マイナスになってますね。これはどういう理由ですか。（83 ページという声あり。）

○ 人事課長

先ほども、お話、ご答弁申し上げましたが、前年度比、前年実績これをベースに組んだものですから、今年度の事業関係も含めまして、時間外が減ってきとったということでございます。以上です。

○ 岩本委員

まーあの、初年度ですからね。これ以上の質問は求めませんが、できるだけですね、こういうふうな人件費だとか、時間外というのは、補正でやればいいんだという安易な考え方ではなくて、今、人事課長さんがおっしゃいますようにね、思いもよらぬ監査請求だとか、住民投票だとか、こういうふうな突発的に起こればやむを得ないと思いますけれども、やっぱり人件費、時間外手当、こういうふうなものは、予算引く実績というようなことでね、既に新年度予算組まれておると思いますけれども、しっかりその辺は踏まえていただきたいと、強く要望しまして、この質問は終わります。

では次いきます。次ですね、57 ページ、この中でですね。高齢者福祉費の中で、報償費マイナスの 6,144,000 円、その説明の中で、長寿祝金 5,609,000 円がマイナスだというふうに補正で修正されております。ご存知のように、今度 70 歳以上は一律 5,000 円という長寿祝金が各支所を通じて支給されております。つまり、これを単純にね、5,000 円を割りますと約 1,200 名の方が受けていないと、所謂もらわれてないという計算になりますね。そういうふうに解釈してよろしゅうございますか。この 5,600,000 もね、なぜ予算がこんなに余るのか、つまり、なんで全体が何千人おられるか、70 歳以上の対象者が何人おられるのか、また、この 1,

200名という支給されていない方の主な理由ですね、その辺は、市としてどのように対応されたのか、ご説明下さい。

○ **社会障がい者福祉課長**

お答えいたします。この長寿祝金の計算につきましては、当初1市4町の合併当時の所謂概算見込みで計上しておりました。その後、この時期になりまして、再度確認いたしまして、こういった具合に5,600,000といった数字の減が出ております。所謂過大見積もりということでございます。以上でございます。

○ **岩本委員**

これはもうあの、いつまでもダラダラしてもしようがないと思うんですが、何時、何時でこの5,000円の支給は打ち切られますか。要するに、年度内は有効なんですか。もうあの打ち切りされたんでしょ、支給のあれは。期限は何時までですか。

○ **社会障がい者福祉課長**

この事業につきましては、来年の3月31日まで支給いたします。まだ、約400人程残っております。（「えー」との発言あり。）400人程残っております。

○ **岩本委員**

そうしますと今、答弁では400人となりますと、元々その長寿祝金全体で37,900万、ねー、このそのものの予算が甘かったという答弁でしたね。で今、今日現在でまだ400名が支給受けてなりとなりますと予算そのものが多く組みすぎとったという解釈ですね。その400人は年度内に全員とまでいなでしようけども、ほぼ支給される予定ですか。

○ **社会障がい者福祉課長**

現在この事業につきましては、自治会長始め各関係機関の方にご相談申し上げとります。また、年が改めまして、改めてまた未支給者に対しましての啓発等を実施したいというように考えとります。以上でございます。

○ **岩本委員**

昨日も実は部落のですね、敬老会の忘年会に私、顔出しました。私の感覚ではわずか5,000円というふうな感覚でございましたが、老人にとりましては、この5,000円という金額は、特に国民年金しか支給されていない老人にとりましてですね、大変な金だと改めて認識いたしました。今、担当課長がおしゃるようになりますね、できるだけ支給資格がある方は、電話なり、郵便ですすね対象者は全員支給、支払うというふうなことで、後3ヶ月ちょっとしかありませんけども、鋭意努力していただきたいと強く要望しまして、この質問を終わります。以上です。

○ **川上議員**

私は、あと補正については、6点ほどお尋ねしたいと思っております。50ページ中ほどに防犯灯設置費補助金108,000円の減額となっております。理由をお尋ねします。

○ **委員長**

質問の内容わかりました。暫時休憩します。

休 憩 14:08

再 開 14:14

委員会を再開いたします。

○ **颯田支所総務課長**

お答えいたします。確実な数字はつかんでおりませんが、18年度予算で計上しておりました補助金ですが、本数が今後見込まれる本数を残しまして執行残と見込まれる分の本数を落とした額でございます。

○ **川上委員**

これは、颯田地区だけで執行残残すという意味ですか。

○ **颯田支所総務課長**

設置するものですね、九電柱とかNTT柱とかいったもので補助金の変動しますので、顛田支所分についてのみでございます。

○ 川上委員

じゃ確認しますが、今度の行革、行財政改革の関係で一律執行残を作れという指示があつてこういうふうになったのではないんですか。

○ 顛田支所総務課長

そういうことではございません。

○ 川上委員

続けて、58ページ、高齢者住宅改造助成金2,240,000円の減額補正になっています。これについて、理由をお尋ねします。

○ 高齢者支援課長

当初予算におきまして5,000,000ほどの予算を見込んでおりましたけれど、そこまで伸びなかったということで、2,240,000ほどの減額補正をいたしております。ちなみに、平成17年度の予算につきましては、3,160,000ほどで、17年度と18年度につきましてはそう大差ないものと思っております。

○ 川上委員

こんな大事な助成事業をですね、早々とこんなに多くの補正を出すのはおかしいと思います。それから、その下の老人クラブ助成補助金803,000円の減額です。理由をお尋ねします。

○ 高齢者支援課長

老人クラブの助成事業につきましては、当初150クラブで見込んでおりましたけれども、老人クラブの減少によりまして143クラブとなっております。クラブの会員につきましても6,993人から6,485人と減少いたしておりますことから、減額補正をするものでございます。以上でございます。

○ 川上委員

これもこの時期に早々とね、減額補正をする必要はないと思います。それから、敬老会補助金1,194,000円減額です。理由をお尋ねします。

○ 高齢者支援課長

敬老会の補助金につきましては、まず基準でございますが、4月1日現在で満80歳以上、また、8月1日まで引き続き在住される方ということを基準といたしまして要綱で定めております。当初予算を算定する際におきまして、まず80歳以上の方を算定する場合に17年度の79歳以上を対象として算定いたしております。この中から現在まで、79歳以上の中で死亡されている方、また、転出・転入等がございまして、8月1日現在、実数を確認いたしますと、8,490人でございましたので、この差額につきまして減額いたしております。以上でございます。

○ 川上委員

次に、60ページ、福祉タクシーの補助金、下から2行目にあります。3,862,000円減額となっております。タクシー券を貰えなくなったという市民からよく相談を受けます。事情をですね、色々聞くんですが、今度の減額補正とどういう関係があるのかも含めてですね、お尋ねします。

○ 社会障がい者福祉課長

減額の主な理由といたしましては、当初の対象者の数の所謂見込み違いが一つ、あともう一つにつきましては、所謂、所得、非課税所帯の税の関係で対象者が少なく、対象となる方が少なくなったという理由でございます。

○ 川上委員

見込み違いというのは、ちょっと大き過ぎるのかなと思いますが、もう一つの説明はその昨年

までは非課税だった方が、今年課税になった方が多いということですか。

○ **社会障がい者福祉課長**

そのとおりでございます。

○ **川上委員**

おそらくは定率減税だとか、老年者控除の廃止等によるものがあつたと思うんですが、人数はどれくらいですか。

○ **社会障がい者福祉課長**

一応私のほうでつかんでおる数字につきましては、47名でございます。

○ **川上委員**

昨年までの収入か、あるいはそれ以下の収入に下がっているのに、国の増税政策のもとで収入が下がっているのに課税世帯になったと。そういう方々からあなた方はね、黙ってタクシー券を取り上げてるわけですね。そのうえでこの減額補正が出てるわけですよ。私は重大だと思えます。

それから68ページ、中ほどに、児童クラブ運営委託料が減と書いてあります。これはどういう意味でしょうか。お尋ねいたします。

○ **児童育成課長**

児童クラブ運営委託料の中で金額が減額しているのは、旧穂波町の中で6年生までの受け入れを予定しておりまして、学校の余裕教室を借用するということで指導員を雇用するということによりまして、余裕教室の利用までは入所が少なかったものから、指導員の雇用がその分少なくなったものから、その分減額ということになります。児童クラブの運営に支障はございません。

○ **川上委員**

それは、受け入れ児童の定数が、指導員を増やさなければならぬ水準を超えなかったということですか。

○ **児童育成課長**

そのとおりでございます。

○ **川上委員**

私は、ぎりぎりの水準の場合は、きちんと指導員を増やして予算どおり措置するべきではなかったかというふうに思います。

続けていいですか。96ページ、中ほどに小学生学習会参加補助金199,000円の減額、同じくその欄に、同和関係支部交流会助成金40,000円の減額があります。この二つについて説明を求めます。補正後の金額も教えてください。

○ **教育部長**

まず、小学生学習会参加補助金についてご説明を申し上げます。補正の内容といたしましては、全国集会在九州で行われることによりまして近くなったことから、減額したものでございます。確定額につきましては、587,000円を見込んでおりましたが、確定額につきましては387,000円となったものでございます。

○ **人権同和教育課教育啓発係長**

課長が病気で休んでおりますので、代わりに答えさせていただきます。同和関係の人々の学習活動を促進し、支部の交流を図るもので、旧筑穂町で実施していたものですが、本年度は実施がありませんので40,000円減額しております。

○ **川上委員**

小学生、何の小学生ですか。全国集会、九州で行われたので、交通費が減ったということですか。387,000円は支出したと。何人、どこに行かれたんですか。何の小学生ですか。

○ **教育部長**

同和小学生でございます。目的地は唐津市で行われております。人数については手元にあれ
がございません。すいません。

○ 川上委員

調べてください。委員会中に答弁を。それから筑穂は支出しなかったということなんですが、
まず、同和関係支部とは何のことですか。

○ 人権同和教育課教育啓発係長

解放学級の支部になります。

○ 委員長

すいません、もう一度登園、同じ答弁で結構ですから、もう一度。

○ 人権同和教育課教育啓発係長

旧筑穂町の解放学級ということです。

○ 川上委員

同和関係支部と書いてあるんですよ。同和関係支部の中身を説明してください。

○ 人権同和教育課教育啓発係長

旧筑穂町の名目で補助金を出しておりましたので、その名目のままの補助金の名前になって
おります。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:30

再 開 14:32

委員会を再開いたします。

○ 人権同和教育課教育啓発係長

解放学級の支部交流会ということですか。

○ 川上委員

その支部交流会というのが分からないんですけど、解放学級というのは部落解放同盟の主催
する勉強会のことですか。

○ 人権同和教育課教育啓発係長

教育委員会が主催する学級です。

○ 川上委員

教育委員会が主催して、解放学級という講座をやるんですか。飯塚市教育委員会がやるんで
すか。

○ 人権同和教育課教育啓発係長

人権学級のことですね。現在県の人権推進教育市町村事業の補助事業を受けている事業のこ
とです。

○ 川上委員

それは解放学級じゃないんですね。

○ 人権同和教育課教育啓発係長

人権学級です。

○ 川上委員

もう、こっちで確認しますよ。解放学級じゃないですね。解放学級なら解放学級と言ってく
ださい。

○ 人権同和教育課教育啓発係長

事業的には人権学級です。

○ 川上委員

何か歯切れが悪いけれども、それで今年これをしなかった理由はどのような理由ですか。

○ **人権同和教育課教育啓発係長**

これは取り掛かりがちょっと遅れまして、計画の段階でこれはちょっと時期的にできないということで中止になりました。

○ **川上委員**

まだ今年、今年度は半分じゃないですか。何で早々ともう中止するんですか。

○ **人権同和教育課教育啓発係長**

いつも年度当初に年間の計画を立てるわけですけども、1学級じゃなくて、全体で取り組むものですので、最初に決めるといけないんで、最初に他のいろんな取り組みがありますので、最初の段階でもう今年はやめようということになりました。

○ **川上委員**

教育部長、教育部長、やらないと決めている事業の予算をあなた方は40,000円も組んでおったんですね。そういう答弁ですか、確認しますよ。

○ **生涯学習部長**

この予算につきましては、昨年に組んでおりました予算ですので、こういう12月で見直しまして、今回補正いたしております。

○ **川上委員**

もう現場でやらないということを確認してる同和事業ですよ。それをあなた方は堂々と当初予算に載せてきたわけ。そういうことでしょ。

○ **生涯学習部長**

予算要求時点では、一応この事業につきましては実施するというので予算を組んでおります。しかし、今回合併いたしまして、4月になりまして事業計画を立てましたときにはこの事業につきましては実施しないと、そういうことで今回、12月の見直しで減額させていただいております。

○ **川上委員**

予算議会は6月ですよ。ですから、先ほどの指摘を繰り返しておきますね。以上で質問を終わります。

○ **國武委員**

72ページの19節の4つありますけども、全部答えていただきたいんですが、どういう内容か、お聞きしたいんですが。72ページの19節の4つの9,653,000円の補正がありますけども、4つの項目がありますけど、その全部についてどういう内容かお答え願いたいと思います。じゃあ、始め、電動生ごみ処理機の補助金の補正がありますけど、その内容、どういうことなのか。4つとも答えてくださいといいようです。

○ **環境整備課長**

電動生ごみ処理機の補助金の減額の理由でございますけれども、この部分につきましては、合併前に協議いたしまして、1市4町、穂波町と筑穂町では既に実施されておりましたけれども、他1市2町で初めての取り組みでございました。で、当初予算を上げますときに、若干見積もりが当初期待していたよりも、補助申請者が少なかったということで今回新たに件数等を見直しまして、この金額を減額させていただいております。

○ **委員長**

分かります。負担金補助および交付金の……。分かりますね。

○ **環境整備課長**

次の資源回収奨励補助金でございます。この部分につきましては、若干最近、資源ごみの回収が少なくなったというふうなことでございます。といいますのは、ビンにつきましては、1本持ってこられたらその分をキログラム換算をしておりましたので、若干有利な計算の仕方になっておりました。しかしながら最近ではビン類が少なく、カンの量が増えてまいっております。

関係から全体の補助金の額が下がっていったというような関係で、この分、3,624,000 円を減額させていただいております。

続きまして、いづか環境市民会議補助金でございますが、この部分につきましては、新市、合併いたしまして、このいづか環境市民会議の事業の内容を見直しました結果、この事業の縮小の関係でこの400,000 円を減額させていただいております。

次の公衆浴場設備改善事業費補助金、42,000 円でございます。この分につきましては、県費補助との関係もございますが、飯塚市の公衆浴場を改造するために、補助金の申請がなされましたので、この部分、42,000 円を増加させていただいております。

○ 國武委員

今の回答によりますと、1 番目の電動生ごみ機ですけども、穂波と筑穂町とがやってたわけですね。あとの旧1市2町についてはやってなかったわけですね。それを組み入れたわけですか。

○ 環境整備課長

この部分につきましては、合併協議の中で、2町で実施されておりましたので、新市におきましても生ごみ減量というような観点から、この補助制度を導入し、1市2町には新しい取り組みとなっております。

○ 國武委員

この穂波、筑穂以外に対する広報はキチッとやられたんですかね。市民の方に広く知らしめることはやったんですか。

○ 環境整備課長

広報につきましては、啓発チラシ、あるいは支所を通じてのPRといたしますか、そういうものは十分にやったつもりでございます。

○ 國武委員

要するに、前年よか減ったわけですよ、希望者が。ということは私に言わせるとあんまり徹底してなかったと。それと同時に、いい制度ですので、今後とも継続していくような働きかけは必要だと思うんですね。それと同時に下の段ですけども、資源回収奨励金ですけども、これは全部各旧市町でやってるんですかね。

○ 環境整備課長

質問者が言われるとおりでございます。

○ 國武委員

以前からやってたんですか、それは。

○ 環境整備課長

これは旧1市4町、合併前から、補助金額はそれぞれ違いましたけれども、資源回収に対する補助事業は実施しておりました。

○ 國武委員

これも今後大事な要素ですので考えていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

>

休 憩 14:44

再 開 14:44

○ 副委員長

委員会を再開いたします。

○ 道祖委員

43ページの文書広報費の市史編纂業務委託料、これについてお尋ねいたしますけれど、これは減になっておりますけれど、今進捗状況、まあ説明資料では19年度、20年度、21年度、3年かけて市史を編纂するというふうになっておりますけれど、どういうものを作ろうとしておられるのかお尋ねいたします。

○ 総務課長

現在の市史編纂業務の進捗状況であります。本年度業務委託契約を締結いたしまして、合併前に作成をされておりました市史、町史以降の編集データ等を合併までに市史編纂室で集約をいたしております。そういったものをデータ化および現行作成業務に現在委託業務契約を締結しながら進めているところであります。今後のスケジュールにつきましては、ご質問者ご指摘ございましたとおり、今後3年間で一定の原稿ベース、そして磁気データ等々で集約をしてまいりたいというふうに考えております。

○ 道祖委員

中身はどのようなものになります。と申しますのは、僕のイメージの中では飯塚市のやつは市史は30年前に作ったやつがあるんですけど、それ以降作られてないから飯塚市としては合併前に飯塚市の市史を作るといことで飯塚市単独の市史編纂室があったんですけど、そこで作ろうとしたのは、僕のイメージにあるのは、以前あった、30年前までに作ったようなイメージしかないんですけど、そのようなものを今後作ろうとしておられるかどうか。

○ 総務課長

合併前の市史の編纂状況について申し上げますと、一番古いものは旧穂波町史の昭和44年発刊でございます。続きまして昭和50年の旧飯塚市史の発刊でございます。その後が颯田町史が昭和59年の発刊、新しいものになりますと庄内町史の平成10年、筑穂町史の平成15年というように、1市4町それぞれ年度がバラバラという状況になっておりますが、現在進めております作業を基本に、今後編纂をしたいという市史につきましては、今質問者ご指摘のような、いわゆる歴史、文化等も含めた市史編纂も視野に入れまして、現在集めております行政史関係資料を原稿ベースに残し、今後は教育委員会とも連携を図りながら上・中・下巻、3巻という格好になるか、どのような形態になるかは今後の検討課題ということにいたしておりますけれども、財政状況等が好転した折にはそうした従前の形態の市史を編纂していきたいと考えております。

○ 道祖委員

このごろテレビでニュース見てたら、柳川の街の昭和30年代の写真展示会があったり、筑後川の昔の写真が久留米で飾られたり、いろいろあっておるんですけど、これ何をここで言いたいかといいますと、天草ではアーカイブズというのがあります。今あちらこちらの行政では、自治体では公文書館の設置が検討されたり、また設置に向けて取り組みが始まっておりますけれど、この内容についてまずご存じかどうか。

○ 総務課長

質問者ご指摘のアーカイブズ構想につきましては、ご指摘のとおり熊本県の宇城市教育委員会が既に着手をいたしておりますが、まだ全国的に見ますと非常に数少ない事例でございます。しかしながら福岡県の総務部行政経営企画課というポジションにおきまして、現在この公文書館の基本構想等検討委員会というのが設置をなされておまして、ここで鋭意データの収集、今後の方向性について検討がなされているところでございます。

○ 道祖委員

県の方では公文書館、公文書を残さないという指導をしていくという話は聞いております。しかしそれはあくまでも公文書だということのようでございます。ここで私は市史編纂というのは公文書を残すとともに、その時代その時代の市民の、住民の生活の歴史というか、そういうものを残すようなことも考えていくべきじゃないかと思うわけです。それが形のあるものと

して物体として残していく方法もあるでしょうし、資料として、写真資料、データベースに落としてから検索できるようにする、そのようなことでも構わないんですけど、何らかの形でやはり住民、市民生活を振り返るようなものを、市史編纂をするとともに、市史編纂するときには当然資料としてそういうものが集まってくると思うんですよね。だからそういうものを集めたときにキチッと保存・管理して行って、私達の生活環境を振り返ることができるようなものを作っていくことも必要じゃないかと思います。それとともに、1市4町が合併していろいろな施設があります。その施設が統廃合していくと思うんですよね。すると公共の施設が空きが出てくる可能性がありますので、そのような施設を使うことによって今私が言ったような中身でこの公文書館についても市史編纂するとともに将来的に公文書館を念頭においていただきたいと思いますと思うんですけどこういうことは可能でしょうか。

○ **総務課長**

ただいま質問者ご指摘の項目は多岐にわたっているというふうに理解いたしますが、情報管理、それから市史の編纂業務という視点から申しあげますと確かにご指摘のとおりであります。私どもが現在作業を進めております市史編纂業務の過去の行政史データの蓄積された部分、それから教育委員会の文化課等々で保存・保管をいたしております郷土市史に関わるような古文書等の文献、こういったものも今後市民の皆さんから公開の要望があれば、横の連携を図りながら公文書等の公開と合わせて、情報公開の視点からも検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○ **道祖委員**

ぜひよろしくお願いいいたします。引き続きまして1点だけ確認させていただきたいことがあります。と申しますのは、鯉田の工業団地についてはいろいろと質疑があつておりましたけれど、今回実質無償譲渡という形で15,000,000円の鉦害賠償金、用地取得費用が載っておりますけれど、質問の中でこの金額がいつ決まったのかという質問があつておりましたけど、再度これはいつ決まったのかをお答えいただけますか。

○ **企画調整部長**

本年の10月の始めごろに三菱の方からこの金額のご提示があつております。

○ **道祖委員**

この金額は41.4ヘクタールの土地の代金として、何と言うんですか、町歩というんですか、課税対象の金額として15,000,000円というのが出てきたんでしょうか。

○ **企画調整部長**

三菱の方から、この三坑跡地の約42ヘクタールについては、15,000,000円ということでご提示があつております。で、今ご質問者が言われますように、ならこの15,000,000円の根拠となるものとはということで、これ三菱側の言うには、固定資産税の評価額相当額にあたるものでございますというようなご返事はいただいているところでございます。

○ **道祖委員**

ここに、ある政党が出したビラがありますけれど、ここのビラにはこの土地は5億円というふうに書いておりますけれど、この事実はなかったというふうに理解していいですか。

○ **企画調整部長**

その数字は私は一切知り得ておりません。

○ **道祖委員**

ということは、このある政党のビラは事実ではない。嘘であるというふうに理解します。以上、終わります。

○ **副委員長**

暫時休憩いたします。

>

休憩 14:55

再開 14:56

○ 委員長

委員会を再開します。

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は議案第122号 平成18年度飯塚市一般会計補正予算案(第4号)に反対し、討論を行います。理由の第1は、国の悪政と一体となって、市民の暮らしと福祉、教育に関わる分野の予算を軒並みに減額補正していることです。理由の第2は、その一方で市民の視点から見れば当然削減すべき無駄は基本的に現状維持し、鯉田工業団地開発など更なる不要不急の大型開発に道をひらく補正が行われていることです。第3は、国がこれ以上続けては逆効果であるとして4年前に終結した同和行政を、部落解放同盟等同和団体に対する多額の補助金の支出を含めて温存していることでもあります。詳しくは本会議において述べることにし、以上で本委員会における討論を終わります。

○ 渡邊委員

78番渡邊でございます。私は本議案に賛成の意見を申し上げます。補正予算この第4号の質疑を通じまして十分理解することができました。ただ長時間にわたる質疑の中でいろいろ問題点が指摘されております。これは行政といたしましても謙虚に受け止めていただきたいと思うわけでありまして。特に、私は同和関係予算について、いろいろ言われておりますけれども、現在飯塚市が行っております人権同和对策事業は、国の施策に基づくものでありまして、●どくいぜんよむ●ものではないと理解をしております。ご●案内●の方もおられると思いますが、同和对策事業は昭和40年、今からさかのぼること41年に同対審が政府に答申いたしまして、時の政府はこの答申を受けまして、44年に同和对策特別事業措置法を制定しております。以来37年を経過しております。今日まで数度にわたる改定が行われておりますが、確かにこの間この法律によって地域住民の人権意識は高まっております。また物的差別は改善されております。私は旧庄内町で長い間、同和对策審議協議会に加わってまいりまして、心理的差別がいまだ現存しておるということは実感しております。しかも今日行われておる市の諸事業は、諸施策は国の施策に基づくものであります。今にわかに改定すべきでないと思う。仮に重大な運動に瑕疵があるとするならば別でございますけれども、私は国が地方委譲にもっておりますけれども、今申し上げましたように法律は改定されております。今は人権同和、人権が中心になっておりますけれども、課題になっておりますけれどもあります。この法がある限り、やはり今の施策は●独鈷●すべきではないかとそういう意見を添えてですね、この議案に賛成をいたします。以上でございます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第122号 平成18年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」は、原案どおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第126号 平成18年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 15:00

再開 15:10

委員会を再開いたします。

執行部に補足説明を求めます。

○ 人権同和推進課長

議案第126号平成18年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

予算書の171ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出をそれぞれ22,759,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ175,847,000円と定めるものであります。その主な内容についてご説明いたします。

176ページをお願いします。歳入4款繰越金1項繰越金1目繰越金の25,310,000円につきましては、前年度決算額が確定したため、剰余金を補正するものであります。次に、5款諸収入1項貸付金元利収入1目住宅新築資金等貸付金元利収入の1,901,000円の減額につきましては、借入者からの繰上償還6件が18年度当初予算編成後に発生しましたため、その償還額を歳入予算より減額するものであります。

178ページをお願いします。歳出1款総務費1項総務管理費1目一般管理費25節減債基金積立金23,406,000円につきましては、歳入歳出のバランスをとるための財源調整による増額であります。以上簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 川上委員

この貸付については、滞納が当初予算の段階で260件366,278,793円という報告でした。その後この滞納の解消はどういうふうに進んでいるか、現状をお尋ねします。

○ 人権同和推進課長

滞納の整理につきましては、本庁をはじめ各支所におきまして、毎月の夜間徴収に●●強化しまして滞納整理にあたっているところでございます。

○ 委員長

数字わかると。数字減った。がんばった結果、滞納が減ったのか。

○ 人権同和推進課長

正しい数値は今ちょっと把握しておりませんが、過去の滞納者の中に数十万円単位での返納があったということもありまして、若干前よりは改善されているかとは思っております。

○ 川上委員

そういう答弁でこの補正は通過できないと思うんですね。あなたの答弁でね、予算特別委員会で旧飯塚で滞納、現年、過年度で52件、金額で63,409,077円ですよ。旧穂波、64件、滞納額は99,101,164円、旧庄内、滞納件数1件、滞納額418,650円、旧穎田52件で59,111,869円、旧筑穂、これはすごいんですね、滞納91件、144,238,033円、これがあなたの答弁ですよ。補正の段階でどこまで進んでいるのか、ちょっと正確にお尋ねします。

○ 人権同和推進課長

現在月別で徴収率を上げてきておりますけれども、旧飯塚につきましては、調定額の39.05%、現年度分でございます。過年度につきましては、3.09%、旧穂波につきましては、現年度分が41.16%、過年度分が4.88%、旧筑穂町につきましては、現年度分が35.17%、過年度分が4.28%、旧庄内町が現年度分だけでございますけれども、26.09%、穎田が現年度分につきましては、一括払いということが、これ3月だろうと思っておりますけど、そういうことになっておりますので、現在のところこれゼロ%でございます。過年度分につきましては、2.67%、合計で約平均で、現年度分37.01%、過年度分が4.

0.2%と、こういう数字になっております。

○ 川上委員

そうすると金額的には総額でいくら回収が進んだんですか。

○ 人権同和推進課長

現年分で10月末現在が元金利子合わせまして46,880,092円、過年度分が8,187,256円、合計の55,067,448円でございます。

○ 川上委員

この滞納解消は当然市の仕事だと思うわけですけど、同時に貸付の経過からいってね、同和団体に協力を求めて当然の内容があると思うんですね。同和団体に対しては、協力依頼はしていますか。

○ 人権同和推進課長

すべての借入者の条件について同和団体がすべてを把握しているというものでもございませんし、またある意味でも個人情報でございますので、しかるべき相談することがあれば、していきますけれども、現在のところはまだやっておりません。

○ 川上委員

筑穂町は当初予算の段階で91件の144,238,033円と言いましたでしょ。今いくらになってますか。件数と金額は。

○ 人権同和推進課長

件数についてはちょっとはっきりはわからないところでございます。

○ 委員長

金額もわからんと、件数、金額、課長、金額も件数もわからないのね。

○ 人権同和推進課長

そうでございます。

○ 川上委員

あなた方、補正予算を出しているんですよ。筑穂町の今の数字がわからないはずがないでしょう。

○ 人権同和推進課長

金額につきましては、今申し上げたとおりでございますけれども、件数につきましては、ちょっと把握しておりません。

○ 川上委員

疑問が湧いてきましたけど、どういう滞納解消の方法を、仕事の仕方をしているんですか。

○ 人権同和推進課長

本庁、支所がそれぞれありますけれども、それぞれの所管課の中で夜間徴収あるいは訪問徴収、こういうことで徴収をやっております。

○ 川上委員

私が聞いたのは、滞納件数が当初予算の段階で91件ありましたと。一定の滞納金額の解消はありますということでしょう。ところが何件減ったかわからないと言うんですね、件数は。これはあれですか、一人の人が何件も借りているとかいうのはありますか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 15:20

再 開 15:27

委員会を再開いたします。

○ 人権同和推進課長

すみません、時間をとらせてまして。滞納者につきましては、ほとんどが分納でございますので、

総体的には一部戻した方もいらっしゃるかもしれませんが、数字的にはほとんど滞納件数というのは変わっておりません。

○ 川上委員

じゃあ現在の滞納の要因をどういう状況に分析されているか、お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

住宅資金の貸付の要因別の滞納状況でございますけれども、これは一ヶ月以上の滞納者を基準としております。11月末現在でございますけれども、自営業の営業不振によるものが8件、勤務先の営業不振によるもの17件、住宅取得のための借金過多12件、本人、すなわち借受人死亡が42件、本人の病気怪我によるものが12件、保証債務等の履行によるもの8件、退職による収入減23件、生活保護14件、本人の返済意思の欠如によるもの82件、破産によるもの4件、行方不明27件、その他1ヶ月以上の滞納者ですけど、これにつきましては、出納閉鎖後には滞納にならない可能性も高いですので、その他ということで上げておりますけれども、23件でございます。合計の272件ということです。

○ 川上委員

今、要因別に数字を出されましたけど、返済意思の欠如というのが82件あるということですね。それで予算のときにも言ったと思うんですが、市ががんばるのは当然ですけども、経過から言ってですね、同和団体に強力に協力要請をする必要があるんじゃないですか。まだ一件もしていないようですけども、要請して断られる見込みがありますか。

○ 人権同和推進課長

旧飯塚にかかわる貸付に対しましては、同和団体は関係ありませんけれども、旧4町については、ございます。そこらへんのところを踏まえまして、支所とも連携を取りながら必要な分につきましては、ご相談申し上げるということになるかと思えます。ただ、本人の返済意思の欠如82件につきましても、●ざいじょう●つきましては、いろんな抵当権を合わせて債権ありますけれども、なかなかそれを法的に実行するというのは困難である部分もございます。と申しますのも、1件あたりの滞納整理100万以上はかかるということでございます。公平性の点ということもあるかもわかりませんが、そこらへんのところは慎重に取り扱っていきたいというふうに考えております。

○ 花村委員

旧穂波町では生活相談員という方が県の補助金でおられたんですけども、ほかの1市3町にはおられないということでございましょうかね。

○ 人権同和推進課長

生活相談員というのは隣保館配置の生活相談員でございましょうか。それは各館に配置されております。

○ 花村委員

そういう方たちにもご相談できないということですかね。相談してないかしてるか、そこだけお答えください。

○ 人権同和推進課長

相談の仕方もいろいろあるかと思えますけれども、なかなか個人名を上げて、ということになりますといろいろな問題、個人情報との関係の問題もございまして。そういうことはある意味で最終的といいますか、まずは連帯保証人あたりに連絡をとって、そういう滞納者の状況をお話ししまして、連帯保証人のほうからお話しをしていただくとか、そういうことをまずは優先したいというふうに思っております。

○ 花村委員

では、生活相談員の主な仕事を教えてください。これで終わりますから。

○ 人権同和推進課長

生活相談員の仕事としましては、地区の方々の日常生活における悩み事、あるいは人権問題、あるいはいろんな就職の問題であるとか結婚問題とか年金の問題であるとか、あらゆる分野にわたっているかと思っております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は「議案第126号 平成18年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」に反対し、討論を行います。今日まで滞納の十分な改善がみられず、賛成することができません。以上、討論を終わります。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第126号 平成18年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」は、原案どおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第135号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 人事課長

議案第135号飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をいたします。議案書の1ページをお願いいたします。本条例につきましては国の給与構造改革に伴います国家公務員の給与の改正が行われましたので、これを参考にして本市職員の給与水準を見直し、適正化に向け改定を行うものでございます。改定の主な理由につきましては、給料表を現行9級制から7級制とし、その水準を引き下げること、これは1級と2級を統合、4級と5級を統合し、7級制としたうえで平均4.8%の水準の引き下げを行うもので、若年層は引き下げ率が低く0から3%でございしますが、中高年部分を高い引き下げ率7%程度といたしまして、昇給カーブをフラット化するものでございます。なお、新給料表との差額は、調整額として支給いたしまして、現行の給与補償を行うものでございます。次に昇給を4分割とすること。これは、現行の1号級を4分割し、勤務評定人事評価でございしますが、これに基づく昇給号数の増減という観点から、より勤務成績を給料に反映させやすくしたものでございます。次に、地域手当の支給率を100分の2.5から100分の1.5引き下げまして、100分の1とすること。また人事院勧告に基づきまして、扶養手当の配偶者以外の被扶養者にかかる扶養手当のうち、3人目以降の支給額を5,000円から6,000円に改定すること。これは、少子化対策の一環でございします。

条例の改正条文につきましては、新旧対照表でご説明をいたします。12ページをお願いいたします。まず5条関係でございしますが、4項で昇給日を年1回といたしまして、前年の勤務成績に応じて行うことと定めております。5項で昇給の可否及び昇給号数は規則に基づく基準で行いまして、良好勤務者の標準昇給を年4号、現行1号を4分割しましたので、年4号といたしまして6項で55歳を超える職員の標準昇給を2号と定めております。7項は枠外昇給の廃止規程でございまして、13ページとなりますが8項から10項は項の繰上げ6条も同様なものでございます。14ページをお願いいたします。12条3項は、先ほどご説明いたしました、被扶養者にかかる3人目以降の支給額を6,000円に改めるものでございます。14条2項

が地域手当の率を100分の1に改める規程でございます。15ページから17ページが別表第1の行政職給料表でございます。7級制に改めまして、号級を増加させるとともに、平均4.8%の水準の引き下げとなっております。18ページから21ページ、これが別表第2の医療職給料表でございます。6級制は変更ございませんが号級の増加と水準の引き下げは同様なものでございます。22ページ以降でございますが、これは附則でございます。まず22ページですが、1項で施行期日を平成19年4月1日といたしまして2項で附則別表第1に基づく職務の級の切り替え種を規程いたしております。3項は、行政職給料表の号級の切り替えを附則別表第2に基づき行うこと、4項は医療職給料表これを別表第3に基づき行うことと定めております。5項は、給料表の枠外者に対する規程を、6項は切り替えに伴います整合性のある昇格運用に向けました新法優位などの調整についての規程でございます。7項は、職員が受けておりました号級等の基礎についてでございます。8項から10項は先にご説明いたしました減給補償に係る規定でございます。新給料表との差額は、調整額として支給いたします。切り替え前の給料の補償を行うということ。また、新規採用等に対します切り替えにおけます健康上の調整措置の規程でございます。11項は管理職手当の基礎額に調整額を含むという規程でございます。12項、13項は派遣条例と育児休業条例におきまして関係する語句の整理でございます。25ページでございますが、附則別表第1の職務の級の切り替え表でございます。行政職は現9級制を1, 2級を統合し新1級とし、3級を新2級、4, 5級を統合しまして新3級といたしまして7級制へ切り替えるというものでございます。字が小さくて見にくうございますが、26ページに別表第2といたしまして、行政職職員の新号級への切り替え、月数ごとの具体的な号級の切り替えを、現行の級でございますがこの級ごとに規程をいたしております。10ページには大きな表が載っております。27ページは医療職についての表でございます。以上簡単でございますが、飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○ 川上委員

今回改定による職員への主な影響を伺います。

○ 人事課長

今回の影響ということでございますが、現給保障ということでございまして、来年4月から切り替えをいたしますと、すぐには影響額が出てまいりませんが、5年後につきましては現行の給与体系の水準よりも4%程度下がるというふうに推定をいたしております。また、地域手当につきましても2.5%から1%という形に引き下げますので、この関係では来年度1億円弱、9千万円程度の引き下げ、減額という形になってこようかと思っております。

○ 花村委員

組合との合意はどういうふうになってますか。

○ 人事課長

職員組合とも協議をいたしております。この新給料表の切り替え、地域手当の2.5%から1%への減額、これについては同意を得ております。

○ 川上委員

市役所職員は、地域では最大級の事業所職員になっておるわけですが、その給与に対して相当大きい影響が及ぶようです。地域経済への影響、どのようにお考えでしょうか。商工振興のほうで答弁いただけますか。

○ 委員長

商工振興課、いませんよ。担当じゃないので。財政課か何か、わかりますか。

○ 人事課長

影響ということでございますが、先ほど申しましたように5年後には4%程度人件費関係で下がるわけでございますが、約5億円程度の影響があるかどうか。地域経済ということでございますが、程度はわかりませんが、私ども職員が全て地域で給与を消費しているということではございませんので影響額について確定はいたしておりませんが、ある程度の影響を与えるのではないかというふうには考えております。

○ 川上委員

商工振興課がいなくて残念ですが、相当大きい打撃になるだろうと思います。質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は「議案第135号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に反対し、討論を行います。今回の給与水準の引き下げは介護保険の改定や自立支援法の実施など国の制度改定、さらに合併に伴う事務量の急増のもとで相次ぐ人員削減などによる過重労働のもとで頑張っている市職員の生活を顧みず、また地域経済への影響も将来にわたって巨額に及ぶと思われる、我が党は反対であります。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第135号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第140号 財産の取得について」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 総務課長

議案第140号財産の取得につきまして、補足説明いたします。議案書の45ページをお願いいたします。本議案は飯塚市消防団の飯塚方面隊第4分団と颯田方面隊第1分団に消防ポンプ自動車2台を配備するため購入するもので、取得価格は21,840,000円、契約の相手側は愛知ポンプ工業株式会社代表取締役●橋本和久●、契約の方法につきましては指名競争入札でございます。以上簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

消防ポンプ2台、これは配備先はどちらになりますか。

○ 総務課長

説明で申し上げました、飯塚市消防団飯塚方面隊第4分団と颯田方面隊第1分団でございます。

○ 川上委員

入札はどのように行われましたか。

○ 契約課長

入札の方法につきましては、指名願いを出してある業者の中から消防自動車の取り扱いが出来る業者15者を指名いたしまして、そのうち2者辞退がありまして、13者で入札を行って

おります。

○ 川上委員

車2台一緒に入札にかけたんですか。

○ 契約課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

2台一緒に入札かける理由は何かお尋ねします。

○ 契約課長

別個に発注した場合に比べまして、安価で入るということでございます。

○ 川上委員

別々に発注した場合よりも安くなるということですが、どうしてそういうふうになるんですか。

○ 契約課長

消防自動車につきましては、発注してから下層部分の組立てということになりまして、1台1台別個に入札するよりも2台同時に発注した方が安くなるというふうに考えております。

○ 川上委員

分かりにくいですね。型を作ってパカパカッと作るんじゃないんでしょう。1台ずつちゃんと作っていくわけでしょう。どうして2台一緒に発注したら安くなるのか、分かりやすく説明してください。

○ 契約課長

諸々の経費の省略ができるかと思っております。

○ 川上委員

分離して発注して何か不都合がありますかね、コスト削減上。

○ 契約課長

2台同時に発注した方が安くなるという考えの下で発注をいたしております。

○ 川上委員

私はそれはよく分かりません。なぜ2台だと安くなるのかね。3台だともっと安くなりますか。そういう話になってきますよ。もう少し説明が分かるようにしてもらいたいと思います。それで入札結果を知らせてください。13者参加と言いますが、金額。

○ 契約課長

入札の額でございますが、落札額が税抜きで20,800,000でございます。それから一番高い入札額が、26,400,000でございます。その間に11者が入っております。

○ 川上委員

これは落札率は何%になりますか。

○ 契約課長

落札率は96.2%でございます。

○ 川上委員

この入札について談合情報はありませんでしたか。

○ 契約課長

談合情報はあっておりません。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第140号 財産の取得について」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(な し)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第142号 土地の処分について」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 管財課長

議案書の49ページをお願いいたします。議案第142号の補足説明をさせていただきます。土地の処分が議決が必要な案件でございます。場所ですが、飯塚市下三緒の市営住宅団地で201号バイパスが部分開通いたしております、突き当りの201号バイパス予定地に隣接する主に原野の土地であります。面積は、37,219.76平方メートル売り払い金額は、96,839,000円でございます。11月2日に一般競争入札を行い、落札をされております。契約相手ですが、飯塚市有井の株式会社ティティエス企画であります。購入目的は、事業用地ということであります。仮契約を交わしておりますので、議決を受けた後本契約となります。以上簡単ですが、補足説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

これは議案書の51ページ位置図を見ますと、201号バイパス予定地を挟んで北側と南側二つに分かれてるんですね、もともと。これを一括売却で入札にかけたんですね。一括売却をする理由は何ですか。

○ 管財課長

見られたら分かると思いますけど、左側が北側で右側の土地が非常に不成形でございます。別々に一般競争入札にかけると、一つが売れ残る可能性がございますので、一緒に入札を行いました。

○ 川上委員

今の答弁は意味が分かりにくいですね。どうして別々に入札すると、どちらかが売れ残ると分かるんですか入札する前から。

○ 管財課長

右側の土地が非常に不成形ですので、売れ残る可能性があると考えましたので、一緒に入札を考えました。

○ 川上委員

そしたら左側の土地、北側が欲しい人に南側も押し付けたというニュアンスに聞こえますけど、そういう意図があつてのことですか。それとも利用する人が最初からここが一体的に利用したいのという思いが伝わってきたのですか。お尋ねします。

○ 管財課長

そういう意図は無いと思いますけど、管財課の方が一緒に入札した方が市にとって有利であると判断いたしました。

○ 川上委員

入札すればいいじゃないですか、それぞれに、売れ残ることあるかもしれませんよ、また入札かければいいじゃないですか。そういうことは考えませんでしたか。

○ 管財課長

別々ということも一度は課内で協議いたしましたけど、一緒に入札するほうが市にとって有利と判断いたしました。

○ 川上委員

1 1月2日に入札したと言われました。応札業者は何者ですか。

○ 管財課長

申し込みの方は6者ございましたが、5者辞退されまして1者だけの入札でございます。

○ 川上委員

旧飯塚市でもそういうことがありました。なぜ申し込まれた方6者のうち5者が辞退されるんですか。辞退の理由をお聞きになってますか。

○ 管財課長

辞退の理由は何っておりません。

○ 川上委員

6者の申し込みは、いつの段階で申し込みがありましたか。

○ 管財課長

私の記憶では、10月の24日が申し込み期限でございましたので、6者ともだいたいその申し込み期限ぎりぎりだったと思っております。

○ 川上委員

それで5者が申し込みを撤回したのは、いつのことですか。

○ 管財課長

入札日が11月2日でしたので、24日から11月2日の前に、10月31日に一般競争入札の参加説明会をいたしておりますが、その頃が殆どだったと思います。

○ 川上委員

5者が入札説明会の日にどういう連絡があったんですか。

○ 管財課長

いろいろありましたけど、電話連絡なりそれから書類を出されたり、これは出頭主義でございますので、来られなかった方もおられます。

○ 川上委員

5者とも10月31日に電話ないし市に見えてお断りになったところもあるんですか。

○ 管財課長

ございます。

○ 川上委員

この間に談合情報はなかったですか。

○ 管財課長

ございませんでした。

○ 川上委員

1者入札ということですね、落札率は。

○ 管財課長

予定価格が、96,838,000 ですので、96,839,000 ですのでほぼ100%でございます。

○ 川上委員

予定価格どおりの入札があったということですか。100%。

○ 管財課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

どうしてそういうことが出来るんですか。

○ 管財課長

予定価格を公表いたしておりますので、そういうふうには1者だとなると考えております。

○ 川上委員

それは分かりました。この株式会社ティーティーエスという会社、代表取締役野見山俊之さ

んという方ですが、どういう会社ですか。

○ 管財課長

法人の履歴事項証明書を付けさせておりますので、20何項目ありますが、主に不動産の賃貸売買、管理及び仲介となっております。

○ 小幡委員

ちょっと関連で聞きます。この平方メートル単価に直したら2,600円程度ですね。これは何を基準に決められたのでしょうか。

○ 管財課長

これは不動産鑑定士の鑑定評価でございます。

○ 小幡委員

鑑定評価ですね。市はこれはもともと売却する意志はあったんですか。何を目的に売却しようとしたのかだけお聞かせください。

○ 管財課長

当管財課では厳しい財政状況の中、遊休地については処分するように促進をいたしております。そのことから、公有財産調整委員会において不要財産と決定いたしましたので、売り払いを行っております。

○ 小幡委員

決定された日にちはいつごろでしょう。

○ 管財課長

8月の28日でございます。

○ 小幡委員

図面でいきますと北側、中央部分に1件家がありますね。これは立ち退きされたということを知っておりますが、この住宅現況はどのようになっていますでしょうか。

○ 管財課長

大変申し訳ないんですけど、今立ち退きということで質問者言われましたけど、うちの方は把握いたしておりません。

○ 小幡委員

ちょっと斜線だけしか引いておりませんので、この進入路からこの平面的に言えば住宅が建っているように見えてますが、これは市の土地ではないのでしょうか。

○ 管財課長

この真ん中の四角いについては、市の土地ではございません、民有地でございます。

○ 小幡委員

ということは、今回民有地ですけど進入路も含めて、民有地ですね、斜線が入っていないということはそういう理解でいいんですね。

○ 管財課長

この進入につきましては、市の所有でございます。

○ 小幡委員

進入路が市ということは、これは売却対象ではないということで、置いてあるわけですね。分かりました。それとティーティーエスさんですかね、これは購入の目的が事業用地のみですか。それ以上の説明は受けておりません。

○ 管財課長

そのとおりでございます。

○ 小幡委員

平成17年の春に同じく下三緒の丘の浦2番の93、これ94から繋がっておりますが、93、201号のちょっと先なんですけどね、これをNTTドコモの方に売ってますよね。平

方メートル数ごく僅かですが、そのときの平方メートル単価が 32,200 円で市は売却しておりますね。同じ地籍、同じ場所、近いんですけど今回なぜそれが平方メートル単価 2,600 円なのか、そこへの理由は分かります。

○ 管財課長

先ほども答弁させていただきましたけど、鑑定評価をとりまして財産管理審議会で審議をいたしまして出した単価でございますので、今回の単価につきましても適正だと考えております。

○ 小幡委員

逆にその前の 32,200 円は、何を基準に決められたんでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:05

再 開 16:20

委員会を再開いたします。

○ 総務部長

今ご質問の N T T の電波等の敷地を売っております。これは、近隣の固定資産批准価格いわゆる路線価格を基に管財の方でしまして、財審にかけまして上げております。その価格が 20,400 円というところで売ったところがございます。

○ 小幡委員

同じ丘の浦の隣接地ですから、そこは近隣の売買価格を基準、評価、何を基準と言われたか。

○ 総務部長

路線価格いわゆる固定資産批准価格ですね。固定資産の標準課税の基になる固定資産の批准価格、これを基に管財の方で積算をしまして、これが財審で答申をしておるといって売っております。

○ 小幡委員

分かりました。中央をぶち抜いたかたちの 201 号、国から飯塚市の方買収していただいておりますよね。国が買収した平方メートル単価分かります。

○ 総務部長

たしか 15 年だったと思いますけど、議案に出しまして議決を受けております。そのときの平方メートル単価が 18,700 円ということの国の金額で売却をいたしております。

○ 小幡委員

同じ場所で同じ地形で国が 18,700 円の平方メートル単価で、今回飯塚市が売却するのが平方メートル 26,000 円、この差があまりにも大きいのでとりあえず質問いたしました。それと、目的が事業目的ということですが、将来宅増されるか何か分かりませんが、南側の則面の下に住宅が 2、3 戸あります。ここが現況を見てもらったら分かりますけど、結構急斜面になってますよ。飯塚市の土地でもともと雑種地ですから草が生えたり、いろんな状況でクレーム等が昔は出ておりました。現況は分かりません。今回は、市有地から民間の方に売買されますので、そこへのトラブル関係の指導のほどを市の方から申し送りは出来ますか。

○ 総務部長

ご覧のように平方メートル数としては、3,000 平方メートルをはるかに超えております。それで開発行為が出てくると思います、これが開発されることについては、その中で審議をした中で安全に施行するということになると思います。

○ 小幡委員

開発行為が出たときは開発行為の段階でね、指導がされると思います。開発行為に至るまでの間、どれくらいの期間か分かりませんが個人の方が所有されますよね。今言いましたそ

の間が何ヶ月か何年なのかわかりませんが、隣接した方が、家が2件ありますのでそういった申し送りが出来ますかということです。草の処理とか維持管理のところです。

○ 総務部長

売却の相手方にはきちっと申し入れをしておきます。

○ 小幡委員

これはちょっと余談ですけど、先ほど6者応札があったと、そのうちの5者が辞退されたと、1者だけ残って一般競争入札というかたちになっておりますが、予定価格よりも1,000円高いのかな。落札されておりますが、その5者の応札に参加された方々の名前と言いますか、会社なのか個人なのか分かりませんが、それは公表できますでしょうか。

○ 総務部長

辞退された方につきましては、公表出来ないということになっております。

○ 小幡委員

分かりました。公表出来ないということですから結構ですが、通常よく競売にかけられる物件でこういう手法をとられる場合が多いですね。知り合いで固めて応札、ただしぎりぎりになって辞退、1者だけ残る。こういうやり方が不動産の売買にはよく行われます。市の方もそういう罫というか、そういう応札に引っかからないように注意してください。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第142号 土地の処分について」は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(な し)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第144号 指定管理者の指定について（飯塚市市民交流プラザ）」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 総合政策課長

議案第144号指定管理者の指定について（飯塚市市民交流プラザ）について補足説明をいたします。議案書の55ページをお願いいたします。本議案は現在の飯塚市市民交流プラザの指定管理者が平成19年3月31日をもって期間満了となることから、平成19年4月1日以降の指定管理者として特定非営利活動法人市民活動ネットワークいづかを指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規程により、議会の議決を求めるものでございます。今回管理を行わせる機関は、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間といたしております。指定管理者の選定につきましては、本年10月1日より市報及び市のホームページにより約1ヶ月間の一般公募を行っております。この間2団体からの問い合わせがございましたが、最終的に申請がなされたのは、1団体でございました。これを受けまして学識経験者3名、民間公募者1名及び市職員1名の計5名の委員からなる飯塚市公の施設指定管理者選定委員会を本年11月10日に開催し、提出書類及び面接等に基づき審査及び評価が行われました結果申請団体は本施設の指定管理者の候補として適当であるとの答申がなされました。また、本施設におけるこれまでの指定管理者としての経験及び実績等を勘案した結果、申請団体は1団体だけではありませんでしたが、本施設の指定管理者として適当と判断し、候補と決定いたしましたものでございます。なお、資料としましてはお手元に指定管理者選定委員会の答申書を配布させていただいておりますが、内容の説明につきましては省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

この市民活動ネットワーク e-ZUKA の実績をお尋ねします。

○ 総合政策課長

市民活動ネットワーク e-ZUKA の実績でございます。この市民交流プラザにおきまして、市民活動支援事業、情報支援、事業開催状況、また学習研修の支援、行政との協働の推進、特に NPO 関係でございます。また、国際交流支援等々について活動をなされておるところでございます。

○ 川上委員

指定管理者としては、一年半事業をなさったんですかね。いつからいつまでしたのか。

○ 総合政策課長

この市民交流プラザがオープンいたしました 15 年 11 月から現在に至っております。

○ 川上委員

その間は、3 年契約で指定管理者になられたんですか。

○ 総合政策課長

途中で一度更新を行っております。

○ 川上委員

何年契約ですかね、これは。

○ 総合政策課長

現在は、3 年でございます。

○ 兼本委員

別紙で答申書というのが出ていますよね、市民交流プラザに関する指定候補者についてということで、この 3 ページの平均評価点というのを見てましたら、個人情報保護措置が十分とられているかが 5.8、特定の団体を優遇する恐れが無いかが 6.8、それから 2 の 3 番のトラブル対応防犯防災対策などが適切が 6.4、4 番目の賠償能力があるかというのが 6.0 ということで、これはあくまでも平均点ですけどね、せめて私どもは公の施設を指定するなら、やはり市民サービスを重点においたところですから、やるとすればせめて 7.5 か 7 以上はクリアをしてもらったかないかんのではないかなと思うんですよね。この 5.8 とか、個人情報の保護措置が十分とられているかというのが 5.8 ですから、はっきり言ったらあんまりとっていないのではと思うんですよね。こういうところの言わば不適切と言いますかね、指定するのに適当でないと思われるような点につきましてどのように今後は取り扱うかと言うことを指導されて指定しようとしているのか、それをお尋ねします。

○ 総合政策課長

このネットワーク e-ZUKA が正式に指定管理者となりましたときには、協定を結ばせていただきます。その中で、今後の運営の中で行政の方と十分にそういう部分も含めまして詰めさせていただきたいと思っております。

○ 兼本委員

詰めさせていただくじゃなくて、この方たちが後ろに書いてある五人の委員さんが客観的に付けた点数がこれなんですよ。だからこれはある意味で言うと、5.8 とか 6.8 とか 6.4 とか 6.0 と言うのは、ある意味で言うと適切であるのかないのかのボーダーラインのところやと思うんですよ。だから指定をする以上は、行政が運営するのと同じようなやりかたで指定をしなければ駄目なんですよ。行政がもしもこれやって、個人情報の保護措置が十分とられているかで 5.8 ぐらいやったら行政はたたかれますよ、これは完全に、だから指定をする時には協議をしますやなくて、こういうものは五人の委員さんがあえて言っていないけれども、

こういう点数を付けたということは真摯に受けとめられないかんですよね。そしたら今後これを指定するときには、どうするかということを知りたいんですよ。どう指導するかということを知りたいんですよ。

○ **総合政策課長**

特にこの1の2個人情報につきましては、飯塚市におきます個人情報保護条例等の遵守ということが義務付けられておりますので、十分にその点は指導していきたいと思っております。

○ **兼本委員**

いずれにいたしましても、こういう点数が5人の方が出した点数ですからですね、これはある程度第三者的に見た点数だろうと思いますから、指定管理者というのはこれも言わば、あんまり言うと川上委員からまた言われますけど、行財政改革の一環として経費を安く抑えるために民間に出来るものは出来るということで指定させておるわけですから、行政がやるのと同じようなサービスをやるようなものでなければ指定は本当はやっぱり駄目なんです。だからこういう点数のところ指定をさせるのは、1社しかないからやむをえんということでこれは容認しますが、この点数の低いところについてはきちっと行政がやるサービスと同じようなサービスの段階でやらないと途中で指定の取消もありますよぐらいの強いことを言って指定させてもらわないといけないと思いますので、この点を強く要望しておきます。

○ **委員長**

他に質疑はありませんか。

○ **川上委員**

3番で指定管理者に管理を行わせようとする期間が平成19年の4月から5ヶ年になっていますね。従来、1年ですか、やってたのを5ヶ年に延ばす理由は何ですか。

○ **総合政策課長**

この5年につきましては、1市4町が合併するとき今後の指定管理者の指定につきまして指針を定めております。その中で原則5年ということが定められております。

○ **川上委員**

5年にすることで、どういうメリットがありますか。

○ **総合政策課長**

当面、5年の中期的な期間でございますので、足が地に着いた運営管理ができるものというふうに思っております。

○ **川上委員**

ところで公の施設は直営で運営してもいいわけですね。今度、直営で運営しようというふうにはまるで考えなかったですか。

○ **総合政策課長**

本施設は先ほど申しましたように平成15年11月初から指定管理者で運営管理を行っているところでございます。この実績も見まして十分に指定管理者の指定によります運営が順調にいておるといふふうにも思っておりますので、今回も指定管理者の公募を行ったところでございます。

○ **川上委員**

経過からそうだということなんでしょうけど、今の段階で直営でやって何か不都合がありますか。

○ **総合政策課長**

直営ということをはっきり言いまして現在検討はいたしてはおりませんが、やはりサービスの向上及び経費節約の面から言いましてやはり指定管理者制度のほうが有利であるというふうな判断をしておるところでございます。

○ **川上委員**

そういうのを比較もしないで、そういう答弁をするべきじゃないと思いますよ。直営も含めて比較検討した方がいいんじゃないですか。

○ **総合政策課長**

今回は直営を検討はしておりませんが、これスタートさせるときには十分に直営なのか指定管理者制度なのかという検討は行っております。

○ **川上委員**

私はこれに指定管理者を導入するときに飯塚におったわけです。その条例を審議したわけですよ。あなたはおらんかった。十分に審査してないんですよこの時は、だってその時にこういう資料は出さなかった。こういのは、旧飯塚では全然出さなかった。誰が選定委員であるかも明らかにしなかったわけですよ。そうやって、議会に対しては何の情報も出さないで判子押しという提案の仕方だったんですよ。だからまともな審議はされていないわけですよ。だからあなたの答弁はおかしい。指摘して質問を終わります。

○ **委員長**

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ **川上委員**

議案第144号 指定管理者の指定について（飯塚市市民交流プラザ）に反対し討論を行います。この公の施設については、直営で運営して何ら不都合はなく今回の指定管理者については反対であります。

○ **委員長**

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第144号「指定管理者の指定について（飯塚市市民交流プラザ）」は、原案どおり可決すること賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手) 賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第147号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について」及び「議案第148号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の減少について」以上2件を一括議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

○ **財政課長**

議案番号147号及び148号の補足説明をさせていただきます。議案書の61ページをお願いいたします。議案番号147号の福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び62ページの議案番号148号の福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の減少についての2件につきましてご説明いたします。県内全市町村が加入しております一部組合の福岡県市町村災害共済基金組合及び福岡県自治振興組合につきましては、八女郡上陽町の八女市への編入合併によりまして、構成団体が69団体から68団体へと減少いたしておりますので、地方自治法の規程によりまして議会の議決をお願いするものであります。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○ **委員長**

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中「議案第147号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第148号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の減少について」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第149号 飯塚地区消防組合理約の変更について」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

○ 総務課長

議案第149号飯塚地区消防組合理約の変更につきまして補足説明いたします。議案書の63ページをお願いいたします。本議案は、地方自治法が改正されまして、助役に換えて副市町村長を置くこと、収入役を廃止し会計管理者を置くこととされたこと、また吏員とその他の職員の区分並びに事務吏員及び技術吏員の区分廃止に伴い地方自治法の規程中、吏員、事務吏員という用語が全て職員に改められたことなどに伴い、必要事項の改正を行う規約の変更について協議を行うものであります。次の64ページが改正規約の本文であります。次に、65、66ページに規約新旧対照表を付けておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第149号 飯塚地区消防組合理約の変更について」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第152号 飯塚市過疎地域自立促進計画（筑穂地区）を定めることについて」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます

○ 総合政策課長

議案第152号飯塚市過疎地域自立促進計画（筑穂地区）を定めることについて補足説明いたします。73ページをお開きください。過疎地自立促進特別措置法第2条の規程により過疎地域として指定されておりました旧筑穂町区域について、以下筑穂地域と申します、合併後も同法第33条第2項の規程により過疎地域と見做して同法の規程が適用されることとなります。そのため同法第6条第1項の規程に基づき、筑穂地域において総合的かつ計画的な施策を講じるため、飯塚市過疎地域自立促進計画筑穂地域を定めることについて、議会の議決を求めますのでございます。計画の内容につきましては、旧筑穂町におきまして合併前に策定いたしまし

た計画を基本的に引き継ぐもので、現在策定しております総合計画との整合性を図りながら調整をいたしております。なお、計画期間は平成18年4月1日から平成22年3月31日までの4年間とするものでございます。また、本計画案につきましては同法第6条第1項の規程に基づく福岡県との協議が終了いたしております。市議会の議決が得られましたなら、県を通じて関係大臣に提出することになっております。次に、別冊の計画書の2枚目をお開きください。本計画の内容でございますが、最初に1の基本的な事項といたしまして、市の概要及び市の人口の推移と動向、その他産業の現状と課題、行財政の状況、地域の自立促進の基本方針を述べております。次に、過疎地域自立促進計画の施策区分に従いまして、2に産業の振興、3に交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、4に生活環境の整備、5に高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、6に医療の確保、7に教育の振興、8に地域文化の振興、9に集落の整備、10にその他地域の自立促進に関し必要な事項をあげています。それぞれに筑穂地域の現状と問題点、その対策、そして計画という編成にしております。参考資料といたしまして、事業計画を添付させていただいておりますが、計画の詳細とともに説明は省略をさせていただきます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

この飯塚市過疎地域自立促進計画（筑穂地域）見てみますと大枠において賛同できるものがあります。ところが、27ページに教育の振興現況と問題点のうちアイウのウとして人権同和教育に関する記述があります。更に、その対策が28ページアイウのウとして29ページにかけて記述があります。この記述がなぜこの自立促進計画に必要なのかお尋ねします。

○ 総合政策課長

この過疎自立促進計画の中の教育の振興という中で、人権同和教育も教育の中の大きな部分であるというふうな認識をしております。

○ 川上委員

これは同和教育と書いてますけど、中心は同和教育でしょう。この計画全体の中でどうして同和教育をこういう比重を持って記述せないかんかと分らんわけです。その辺をちょっと説明してもらえませんか。記述する必要がなぜあるのか。

○ 筑穂支所地域振興課長

この計画につきましては、旧筑穂町地域ということで少し私のほうから説明させていただきます。全体の計画でございますけど、この計画につきましては旧筑穂町におけます計画を準じて、その中の全体を見て新市において飯塚市と筑穂町、そういう区分で全体の流れは計画をしております。その中で、人権同和教育がどうして入ったかということでございますが、17年度にこの新市の筑穂町におきまして、この計画を計上しておったんですけど、全体の流れを同一化すると、ようするに筑穂町の流れで同じような作り方の構成をしたということで、この人権同和教育の文言についても基本的には変えないでいこうということで作成をしたところでございます。

○ 川上委員

これは国の法律に基づいて策定する計画なんですね。あなた方は、国が同和事業、同和行政についてどういう態度をとっているか承知してますね。平成13年の末に、もうこれ以上続けるべきでないということで、見解も明らかにしたうえで、事業を終結してるでしょう。その国に対して、提出する計画書の中で、どうして同和教育が出てくるのですか。法に基づいて、もう同和地区とか存在しないんですよ。誰が同和地区住人とか決めるんですか。もうそういう時代は過ぎてるんですよ。国も補助金は出してないでしょう。そういうときにどうしてこれが必要なのか、もう時代は変わってるんじゃないですか。国の事業、流れでも、それで聞いているん

ですよ。なぜあえてこういうのを入れているのか。同和推進教員とかもういないでしょう。どうしてこれ入れてるんですか。

○ 総合政策課長

現在、人権の教育啓発の推進という法律がございますが、やはり教育の中では人権教育は大切なものという認識と、そしてこの人権同和教育の記述につきましても、国に上げる前に県との内容協議という中でも、する合わせ県のご理解をいただいての議案提案をさせているところでございます。

○ 川上委員

いや、県が了解したからいいという答弁では困りますよ。だいたい28ページには、こう書いてあるんですよ。下から3行目の後ろから、住民懇談会や研修会については内容方法等の改善を図り、地域内のあらゆる組織・団体・企業への研修機会の拡充と教育、啓発活動の強化に努めますと書いておるんですよ。これは非常に注意すべき言葉使いになってますよ。つまり、人権の啓発だとかいうのは、もう内心の自由に関わる問題が大きいんだから、自発性が尊重されなければならない。それなのにこういう記述でいくと、この内心の自由が侵される危険性すらある。こういうものをなぜこの自立促進計画に入れないといけないのか、県が認めたから入ってますというのでは、説明としてはよく分からない。どう思われますか。

○ 総合政策課長

この法律の計画でございますが、一応筑穂地域が本年度も含めまして4年間取り組みますハード、ソフトの事業全部を網羅する計画というふうな位置づけでございますので、教育関係の中にも一つの柱として記述をさせていただいておるということでございます。

○ 川上委員

法律は、一つの自治体の中の特定の地域の人たちだけに適用するような法律は認められてないんですよ。それなのに筑穂地域についてのみ、こういうのを強調しようとしてるわけですよ、この計画の中で、筋がとおりますか。

○ 総合政策課長

本計画につきましては、合併に伴いまして旧筑穂町が現法律の時限立法でございますが、22年3月あと4年間の間過疎地域として指定を受けるという中での計画でございますので、筑穂地域の計画となっております。

○ 川上委員

最後に指摘だけしときます。今必要な教育は、基本的人権を身につける教育、同時に民主教育なんですよ。同和教育とか、ましてや部落解放同盟が言ってるような解放教育なんかじゃないですよ。ですからここで人権同和教育と言いながら、事実上同和教育を子どもたちに押し付けていく、先生たちに押し付けていくのは止めるべきだということを指摘して質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第152号 飯塚市過疎地域自立促進計画（筑穂地域）を定めることについて」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第154号 専決処分の承認について（平成18年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

執行部に補足説明を求めます。

○ 財政課長

議案番号154号の専決処分の承認についての補足説明をさせていただきます。補正予算を編成いたしました、議会を招集する暇がなく地方自治法の規程により専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めます。平成18年度飯塚市一般会計補正予算所、薄い分でございますが、これにて説明させていただきます。平成18年11月13日専決と記載されている分でございます。1ページをお願いいたします。第1条で今回11,332,000円を追加いたしまして、予算の総額を61,666,411,000円にしようとするものでございます。7ページをお願いいたします。2款総務費4項選挙費1目選挙管理委員会費で市議会解散請求者署名簿の審査経費を計上いたしております。なお、財源は前年度繰越金で調整を行っております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第154号 専決処分の承認について（平成18年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（ 異議なし ）

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から6件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることに御異議ありませんか。

（ 異議なし ）

御異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「平成17年度国勢調査における人口・世帯数（確定値）」についての報告を求めます。

○ 総務課長

平成17年国勢調査における人口・世帯数（確定値）についてご報告申し上げます。平成17年10月1日を期して実施されました国勢調査における人口・世帯数（確定値）が平成18年10月31日付で総務省統計局から公表されましたので、本市ならびに関係市町村の数値を別紙資料のとおりご報告いたします。資料を別紙お配りしておりますので、ご参照ください。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「男女共同参画推進条例について」の報告を求めます。

○ 男女共同参画推進課長

男女共同参画推進条例について、条例制定専門部会の設置、今後の予定について報告させていただきます。本市の男女共同参画を推進する基本となります男女共同参画推進条例につきましては、平成18年10月18日21名の飯塚市男女共同参画推進委員会委員の中から学識者、公募の委員等からなる10名の条例策定専門部会を立ち上げまして8月に実施いたしました男

女共同参画に関する市民意識調査の集計データ及び旧飯塚市の条例を活用しながら鋭意作業を進めているところでございます。今後、男女共同参画推進委員会条例案について意見募集を行い、広く市民のご意見をお聞きいたしまして、平成19年6月の市議会に提案し、ご審議していただきたいと考えております。以上で男女共同参画推進条例についての報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」の報告を求めます。

○ 管財課長

公用車による交通事故の報告をさせていただきます。本件事故は、去る11月21日午後2時20分頃歴史資料館職員が公務打ち合わせを終え、歴史資料館へ戻るため県道飯塚大野城線穂波ふれあいタクシーコスモスコモン停留所横を直進中、停留所に駐車していた車両が突然車線側に進入してきたため、相手方車両と接触し双方の車両が損傷したものでございます。双方とも、人身に怪我はなく車両の損傷の程度は、公用車は前部バンパー、左前部フェンダー、左ライト等で、相手方は前部バンパー、右前部フェンダー、右ライト等の修理が必要であります。事故の原因は駐車していた相手方車両が、突然車道に進入してきたことが主たる要因と考えられますが、過失割合等については現在相手方と協議中であります。職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに安全運転に心がけるよう注意を行っており、先月の庁議におきましても各部長を通じて直接安全運転についての周知をお願いしております。なお、今後事故を起こさないよう当該職員はもとより、他の職員につきましても安全運転をするよう指導いたします。以上簡単ではございますが、公用車による事故報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市職員の交通事故等に関する報告及び処分等に関する基準の制定について」の報告を求めます。

○ 人事課長

飯塚市職員の交通事故等に関する報告及び処分等に関する基準の制定についてご報告申し上げます。本基準の制定につきましては、福岡市職員によります悲惨な飲酒運転事故を契機といたしまして、飲酒運転の抑止を目的とした厳罰化の検討を行うとともに、交通事故関係の処分基準の明確化と報告基準の見直しを行ったものでございます。基準の概要についてご説明いたします。資料の1ページでございますが、まず第1といたしまして制定の主旨、第2として自転車の運転を含めました交通事故、また重大な義務違反等の用語の意義を定めております。第3として処分等の量定に関する基本的事項といたしまして、別表、これ3ページでございますが、この標準的な基準事例を参考に判断を行うこと。また、事実の隠蔽等における処分の加重要件、2ページになりますが人命救助、公務上の緊急性、飲酒後の相当な時間の経過等における量定の軽減要件を定めております。また、第4として報告義務、5として所属長による厳重注意、6として管理監督責任を定め、監督者の懲戒処分等につきましても規程をいたしております。本基準は附則で12月1日施行といたしております。3ページをお願いいたします。ここに懲戒処分の標準的な基準事例を明示いたしております。事故違反行為の区分及び具体的内容といたしまして、1飲酒運転、酒酔いまたは酒気帯びを含んでおります。それから2として飲酒運転以外の人身事故を伴う交通事故、3として交通法規違反の大きく3点に区分いたしまして、各々におけます事故違反等の具体的内容に相当する処分の種類を規程いたしております。

す。酒酔い、酒気帯びに関わらず、飲酒運転は原則として免職といたしております、同乗者、また飲酒を勧めた者についても免職または停職とするなど、飲酒運転関係につきましては厳しく対処するよう定めております。また、飲酒運転以外でも事故後の救護や危険防止を怠る等の措置義務違反をした者は、免職、停職または減給といたしております。以上簡単でございますが、飯塚市職員の交通事故等に関する報告及び処分等に関する基準についての報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「行財政改革の推進について」の報告を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

行財政改革大綱及び大綱に基づく実施計画を策定しましたのでご報告いたします。行財政改革大綱及び大綱に基づく実施計画につきましては、各課及び職員からの提案、タウンミーティングやパブリック・コメントの手法に倣って募集しました市民からの意見、また、行財政改革推進委員会からの答申書及び意見・提言書を尊重した中で、11月6日に開催しました行財政改革推進本部で最終審議を行い策定いたしております。

まず、最初に、行財政改革大綱についてご説明いたします。配布いたしております行財政改革大綱の1ページをお願いいたします。本市財政の危機的状況、行財政改革の必要性など大綱策定の趣旨について記載いたしております。2ページから4ページにかけては本市の財政状況、4ページから6ページにかけては行財政改革の必要性について記載いたしております。7ページをお願いいたします。大綱に基づく実施計画の計画期間でございますが、平成18年度を起点といたしまして平成22年度までの5年間を計画期間といたしております。なお、必要な時点で随時見直しを行っていくことといたしております。

次に、数値目標でございますが、財政再建団体への転落を回避し、かつ、平成22年度までに単年度収支が黒字となることを目標といたしております。下段の基本理念でございますが、8ページをお願いいたします。2つの基本理念を掲げております。1、行財政の簡素化・効率化を図り、安定した行財政基盤の確立、2、市民と行政が協働した自主・自立したまちづくりの推進、次に基本方針でございますが、5つの基本方針を掲げ、それぞれの基本方針に基づいて推進項目を掲げております。1、行政経営の視点に立った簡素で効率的な行財政運営の確立推進項目といたしましては、財政の収支バランス改善に向けた行財政の簡素・効率化の推進、民間委託等による民間活力の活用、公共施設の統合整理及び有効活用等、地方公営企業の経営健全化、外郭団体等（地方公社、一部事務組合、第3セクターなど。）の経営の健全化、2、地域の個性及び特性を生かした一体性・均衡ある発展の確保推進項目といたしましては、地域の物的、人的資源を有効活用し、地域の個性及び特性を生かした一体性ある発展の確保、3、市民の視点に立った行政サービスの推進推進項目といたしましては、便利でわかりやすいサービスの提供、4、市民との協働（パートナーシップ）による行政運営の構築推進項目といたしましては、人権が大切にされ、個性ある市民と協働のまちづくりの推進、公正で透明性の高い行政運営の推進、5、分権型社会に対応した自主・自立性が発揮できる組織体制の確立推進項目といたしましては、時代の変化に即応した柔軟で効率的な組織・機構の構築、組織のフラット化と庁内分権の推進、定員管理及び給与の適正化、職員の意識改革と人材育成でございます。内容の説明については省略させていただきます。

次に行財政改革大綱に基づく実施計画でございますが、実施計画の行政素案を行財政改革推進委員会に提案し、ご意見・ご提言をいただいたものを取りまとめておりますので、別冊になっております意見・提言書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。中段に記載さ

れてありますが、今回の意見・提言については、平成 19 年度当初予算に少しでも反映できるように短期間で取りまとめたものであり、市が今後策定する大綱等の進行管理については、適宜報告を受け、更に点検しながら 1 年又は 1 年半後には公募市民等を含めて再度組織し、抜本的に大綱等の見直しを行う必要があることが付記されております。また、本委員会では、市議会は議決機関であり、市長の諮問機関である本委員会において、市議会に対する拘束的な意見を述べることは望ましくないという意見が大勢であった旨記載がなされております。2 ページをお願いいたします。各委員からの意見が集約されておりますが、その主なものといたしまして、1、事務事業の取捨選択の必要性、2、市民との対等なパートナーシップの構築、3、課税客体の適正把握及び市税等滞納整理対策の実施等の意見・提言が述べられております。

次に「実施計画」でございますが、別に配付いたしております実施計画をお願いいたします。2 ページをお願いいたします。大綱の基本方針及び推進項目に基づいて具体的な推進項目を掲げております。4 ページをお願いいたします。推進項目の集計表でございますが、一番下の合計欄に記載いたしておりますように、項目数は 98 件となっております。効果見込額でございますが、平成 18 年度 299,417,000 円、平成 19 年度 2,159,610,000 円、平成 20 年度 2,597,366,000 円、平成 21 年度 3,745,656,000 円、平成 22 年度 4,137,480,000 円、5 年間計で 12,939,529,000 円となっております。

次に個別の推進項目については、全課にまたがるもの及び総務委員会の所管に関する主なものについてご説明いたします。恐れ入りますが、別に配付いたしております実施計画の抜粋をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。表の上段でございますが、項目、内容、計画年度、中心となる担当部課を記載いたしておりますが、誠に申し訳ございませんが、計画年度で年度の記載が漏れております。左から 18 年度から 22 年度まででございますので、よろしくをお願いいたします。No.5「公共施設の業務用電力契約の見直し」につきましては、電気料金の節減を図るため、本年 11 月から該当します公共施設の電力契約の見直しを行っております。2 ページをお願いいたします。No.15「大規模投資的事業の見直し」でございますが、将来のまちづくりを見据えた中で、新市総合計画と整合性を保ちながら、一時凍結を含め、取捨選択して実施することといたしております。No.18「普通建設事業の見直し」でございますが、厳しい財政状況を踏まえ、削減を行うことといたしております。No.19「交際費の見直し」でございますが、市長、公営競技事業部、市場管理事務所、教育委員会、農業委員会の交際費の見直しを行うことといたしております。No.22「庁舎等清掃(維持管理)の見直し」でございますが、清掃委託業務の一部を時間外に職員が行うものでございます。No.23「補助金等の見直し」でございますが、総体的な補助金交付基準を策定し、個々の補助金等の役割、効果等の評価を行い、整理統合・廃止などを検討することといたしております。3 ページをお願いいたします。No.25「課税客体の適正把握」でございますが、未申告者に対する指導や課税対象事業者の実態調査等を随時実施することにより課税客体の適正な把握に努めることといたしております。No.26「固定資産税及び法人市民税の税率の見直し」につきましては、現在標準税率を採用しておりますが、見直しを検討することといたしております。No.28「手数料の見直し」でございますが、税証明関係事務に係る手数料の見直しを行うことといたしております。No.32「市税等滞納整理対策の実施」でございますが、市税、使用料、貸付金等の徴収率の向上を図るため、集中的かつ計画的に滞納整理対策を講ずることといたしております。4 ページをお願いいたします。No.38「市有財産への有料広告の掲載の推進」でございますが、封筒、ホームページ、納付書、検針票等市有財産への有料広告の掲載を推進することといたしております。No.42「入札・契約制度の改善」でございますが、調査、検査体制の充実を図り、契約制度の更なる改善を行うことといたしております。5 ページをお願いいたします。No.43「行政評価制度の導入」でございますが、各種事務事業を評価するシステムを確立し、事務事業評価をもとに施策・政策レベルでの評価手法を検討し、試行・実施することといたしております。No.44「財務書類の整備・公

表」でございますが、複式簿記の考え方による国の作成基準に準拠した財務書類の整備を行い、市民に公表することといたしております。No.45「民間活力等導入に関する方針・計画の策定」でございますが、民間企業の経営手法を可能な限り公的部門に導入していくこととし、「公共サービスであっても民でもできる業務」については、大量定型的な業務や時期的に集中する業務などはアウトソーシングを取り入れることといたしております。No.46「指定管理者制度の活用」でございますが、市民サービスの向上及び管理経費の縮減を図るため、指定管理者制度の早期導入を図ることといたしております。6 ページをお願いいたします。No.49「公共施設のあり方についての検討」でございますが、公の施設の効果的・効率的な運用を図るため、総合的
点検作業を行うとともに、公共施設のあり方検討委員会を早期に設置し、廃止・統合、改善、有効利用等も含めた調査・検討を行うことといたしております。No.50「公共施設の民間譲渡の推進」でございますが、民間と競合する施設、公の施設としての役割を終え、他の施設で代用できるもの、利用者がほとんどなく今後も利用者増が見込めない施設などは、経費節減及び財源確保の観点から民間譲渡等を検討することといたしております。No.58「遊休資産の積極的な処分」でございますが、今後の活用方針がない遊休資産につきましては、計画的かつ積極的な売却を行うことにより、管理費の縮減と売却収入による自主財源の確保を図ることといたしております。7 ページをお願いいたします。No.62「外郭団体等との随時契約の見直し」及びNo.63「外郭団体等の統廃合を含めた見直し」でございますが、公社、事業団、第3セクター等につきましては、総務省からの指針に基づいて、随時契約の見直しを行うとともに、統廃合の検討や補助金、委託金の削減を図ることといたしております。No.64「高齢者、有識者、大学生等の人材活用」でございますが、地域の個性・特性を生かした一体性・均衡ある協働のまちづくりを展開するために、高齢者や学生などがもつ知識・経験、発想を地域に活かすための取り組みを積極的に推進することといたしております。8 ページをお願いいたします。No.66「行政サービスの統一・平準化」でございますが、合併時に調整できなかった事務事業や経過措置を設けている事務事業などについては、地域間格差が生じているものも多数あるため、市民、地域、関係団体等と積極的に協議・調整を行い、改善を図ることといたしております。No.67「窓口等における市民への適切な対応」でございますが、市民への接遇改善や市民にわかりやすいことばを使用することにより市民への適切な対応を図っていくことといたしております。No.71「まちづくりのための市政懇談会(タウンミーティング)の定期的な開催」でございますが、市民の声を市政に活かし、市民と行政との協働によるまちづくりのため、毎年1回程度市政懇談会(タウンミーティング)を実施することといたしております。9 ページをお願いいたします。No.72「地域自治組織等と行政との連携のあり方の検討」、No.73「行政パートナー制度導入の検討」、No.74「協働のまちづくりに向けた職員の意識改革と地域活動への参画の推進」でございますが、地域コミュニティを構築するため、地域自治組織等の形成に向けた取り組み、市民自らが知識、経験、時間を活かして公共サービスの提供に協力するシステムの導入、協働のまちづくりのため地域活動に対する市職員の自主的・主体的な参画の促進などについて積極的に取り組んでいくことにいたしております。No.76「審議会・協議会等附属機関の見直し」でございますが、公立かつ実効ある審議・審査を行うため、審議会等の設置、運営等の総合的な指針を策定し、女性委員、公募委員の拡大等を行うことにいたしております。No.77「パブリック・コメント制度の導入」でございますが、新たな制度の導入や基本計画策定の際、素案等を市民に公表、意見募集し、市民の意見を反映させる制度を導入することにいたしております。No.78「広報活動の充実及び個人情報保護の推進」でございますが、市政情報の積極的な発信を目指すとともに、個人情報保護条例の適正な運用に努めることにいたしております。10 ページをお願いいたします。No.82「抜本的な組織・機構改革の実施」でございますが、スリムで柔軟かつ効率的で市民に分かりやすい組織・機構体制の確立を図るため、部、課、係の統廃合を行うことといたしております。No.83「臨時職員の削減」、No.84「非常勤嘱託職員の削減」ござい

ますが、事務事業の整理合理化、組織・機構の再編により一層の削減を行うことといたしております。11 ページをお願いいたします。No.86「定員適正化計画の策定・実施」でございますが、合併によるスケールメリットを最大限に活かしながら、定員適正化計画を策定し、順次実施することといたしておりますが、平成 23 年度当初には、平成 18 年度当初と比べ 168 人、13.9%の削減を目標といたしております。なお、本年度末の退職予定者数でございますが、定年退職者 22 名、退職勧奨による退職予定者 48 名、その他 2 名で合計 72 名となっております。No.90「特別職の報酬の減額等」でございますが、平成 19 年度以降の継続及び削減率については、本年度中に検討することといたしております。No.91「一般職の職員給与の減額」及びNo.92「管理職手当の削減」でございますが、国家公務員に準じ、新給料表の導入を図るとともに地域手当の見直しを行うものでございます。また、管理職手当につきましても特例減額を実施することといたしております。12 ページをお願いいたします。No.96「新人事評価制度の試行と導入」、No.97「昇任資格試験の導入」、No.98「希望異動選択制度の導入」でございますが、職員一人ひとりの能力、職務上の実績などを公平・公正に評価する新人事評価制度の試行・段階的導入、昇任資格試験の活用を検討、職員のやる気の掘り起こしを図るために希望異動選択制度を導入することといたしております。以上が行財政改革大綱及び大綱に基づく実施計画の概要でございますが、大綱等の進行管理につきましては、行財政改革推進本部及び行財政改革推進委員会で行ってまいりたいと考えております。

次に、財政シミュレーションと行財政改革の効果額との関連についてご説明いたします。財政シミュレーションをお願いいたします。このシミュレーションは本定例会に提案いたしております平成 18 年度 12 月補正予算をベースとして、一定の条件を基に、平成 27 年度までの 10 年間で作成いたしております。1 ページに各費目の条件を記載いたしております。なお、このシミュレーションには、国の地方財政対策等が現時点では不透明な部分が多いため反映させておりません。従いまして、今後の結果次第ではこのシミュレーションの数値も変動してまいります。2 ページをお願いいたします。歳出の状況の下段に記載いたしております「歳入－歳出」の欄でございますが、平成 18 年度は△2,283,000,000 円、平成 19 年度以降毎年約 4,000,000,000 円程度の財源不足が予想されます。当初予算では 5,200,000,000 円の財源不足が生じ、財政調整基金や減債基金を取り崩した中で収支バランスを図っているというご説明を行ってまいりましたが、平成 17 年度の決算、18 年度の交付税、予算執行状況等を精査し、12 月の補正予算を編成いたしましたところ、財源不足額が 2,283,000,000 万円となったところでございます。その主な理由でございますが、3 ページをお願いいたします。まず、歳入では、1, 市税(主に法人市民税)の収入増で 約 176,000,000 円、2, 交付税の増で 約 934,000,000 円、3, 国保会計繰出金の清算で 180,000,000 円、4, 繰越金の増で 約 958,000,000 円、歳出の 5, 行政改革の本年度実施分で 約 299,000,000 円、5, 執行残で 約 411,000,000 円等で 2,917,000,000 円の財源が確保される見込みとなりましたので、財源不足予想額が 5,200,000,000 円から 2,283,000,000 円となったものでございます。なお、下段に平成 18 年度と 19 年度の財源不足の比較を記載いたしておりますが、その増減の主なものといたしまして、歳入で 1, 国保会計繰出金の清算分(前年度のみ)の減 180,000,000 円、2, 繰越金の減 約 658,000,000 円、3, 財産収入の減 約 297,000,000 円、歳出で 4, 退職手当組合特別負担金の減 約 255,000,000 円、5, 地域振興基金積立金の一般財源分の減 200,000,000 円、6, 介護特会繰出金の減 約 271,000,000 円、7, 投資的経費の増 500,000,000 円、8, 公債費の増 約 436,000,000 円等で約 1,689,000,000 円の財源不足が平成 18 年度より上乗せされることが予想されております。恐れ入りますが前ページをお願いいたします。このようなことから、平成 19 年度の「歳入－歳出」に記載いたしておりますように、約 3,886,000,000 円の財源不足が見込まれております。下から 2 段目の行革効果後の単年度収支でございますが、平成 22 年度に概ね単年度収支のバランスがとれるように予想いたしております。なお、今回の

シミュレーションには記載いたしておりませんが、平成 28 年度以降は、合併による交付税の特例措置がなくなり、毎年 20 数億円の減少となりますので、このことを念頭に置いて今後の行財政運営にあたっていかなければならないと考えております。以上、簡単ではございますが、行財政改革の推進について報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「市民交流プラザの移転について」の報告を求めます。

○ 総合政策課長

飯塚市市民交流プラザの移転計画についてご報告いたします。吉原地区市街地再開発ビルアイタウンの4階フロアに設置いたします、飯塚市市民交流プラザを同ビル2階フロアに移転し、市民交流プラザの利便性及び集客力の向上、並びにアイタウンの活性化を図るものでございます。現在、飯塚市が所有する4階フロアの市民交流プラザ435.6平方メートルと飯塚都市開発株式会社他8名が共有する2階フロアの一部、467.33平方メートルを飯塚市財産の交換譲与無償貸与等に関する条例第2条の規程に基づき等価交換をするものでございます。なお、財産の交換に伴う測量、分筆、登記及び施設移転に要する費用の全ては、飯塚都市開発株式会社が負担することになっております。以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 兼本委員

このエレベーターは、車椅子対応になっていますかね。

○ 総合政策課長

エレベーターは、車椅子対応になっております。

○ 兼本委員

あなたが利便性と言うけど、決して利便性じゃないとよね。4階の方が車から降りてすつと行けるき、利便性は一番いいとよね。下に降りないけんとかから。下の2階は今電気屋さんが縮小したから、空いたからということで集客力の向上という面ではいいかもしれないけど、車椅子対応、1回か2回しか乗ってないから覚えられないけど、なっとうかね、なっとならばいいけど、降りて車椅子で上がり下がりするのにとあって、わかりました、いいです。

○ 委員長

他に質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。